

令和5年度第3回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和5年8月1日（火）
富山労働総合庁舎5階大会議室

議 事

- 1 地域別最低賃金額改定の目安について（伝達）
- 2 労働経済等関係指標について
- 3 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 4 公示による関係労使の意見聴取に係る報告について
- 5 その他

資 料

- No. 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）（写）
- No. 2 労働経済等関係指標
- No. 3 最低賃金に関する基礎調査結果
- No. 4 公示による関係労使の意見聴取に係る意見書（写）

令和5年7月28日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和5年6月30日に諮問のあった令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和5年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一

層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 5 年 7 月 28 日

- 1 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 5 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	41 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	40 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	39 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和 5 年全員協議会報告の 1 (2) で「最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に配意し、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 賃金

まず、賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 3.58%、中小でも 3.23%となっており、30 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算は 5.01%となっている。経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、大手企業で 3.91%、中小企業では 2.94%となっている。賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃

金上昇率（ランク計）は2.1%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年度の結果（1.5%）を上回っている。また、平成14年以降、第4表①②における賃金上昇率（男女計及び一般・パート計）は、今年度初めて全てのランクで2%以上の結果であった。さらに、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.5%となっており、これも昨年の結果（2.1%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

イ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益（売上高経常利益率）については、令和3年は6.3%であるところ、令和4年は6.6%と安定している。また、業況判断D Iを見ても、日銀短観では、令和4年6月は+2であったものの、令和5年6月は+8と上昇し、また、中小企業景況調査では、令和4年4～6月の▲19.4から今年4～6月には▲10.5となっているように、昨年からさらに改善が見られる。

なお、昨年はコロナ禍の影響が引き続き見られた「宿泊業、飲食サービス業」においても、令和4年の売上高経常利益率は0.0%と3年ぶりにマイナスから脱し、今年1～3月期は+1.1%と改善しており、加えて日銀短観による業況判断D Iは、令和元年9月から令和4年9月までマイナスだったものの、令和5年6月には+25と大幅に改善している。

しかしながら、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁は、いまだ不十分な状況にある。価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和5年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和4年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、コスト上昇分のうち高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できたとする企業の割合が増加（35.6%→39.3%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、「全く転嫁できない」又は「減額された」とする企業の割合も増加（20.2%→23.5%）しており、二極化が進行している。また、コスト要素別にみると、原材料費は転嫁率が約48%である一方、エネルギーコストや労務費コストはこれに比べて約11～13%ポイント低い水準であることを踏まえると、賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。

さらに、国内企業物価指数は、今年6月（速報値）は対前年同月比4.1%と昨年より低下しているが、まだ消費者物価指数を上回っている状況である。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支

払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と一定程度差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計調査における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

ウ 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る水準となった。直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっており、昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」が4%を超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べると対前年同月比の上昇幅は縮小傾向であるが、引き続き高い水準である。また、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられていると試算されている）。なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされており、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていない。加えて、価格転嫁が進んだ場合には、さらに消費者物価の上昇もありうる。消費者物価の上昇が続く中では、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活は苦しくなっていると考えられる。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、特に中小企業で人手不足感が強まり続けており、労働需給逼迫の観点から、人手確保のために賃金上昇圧力が高まって、業績に関係なく賃金を引き上げた場合が一定程度あることを考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果は30年ぶりの高い水準となっていることに加え、今年度の賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率は、平成14年以降最大であり、男女計及び一般・パート計において全てのランクで初めて2%以上とな

った。

②通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、昨年から改善傾向は見られる。しかし、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するために重要な価格転嫁の状況としては、コスト上昇分を7割以上転嫁できた企業の割合が増加した一方、全く転嫁できない又は減額されたとする企業の割合も増加しており、二極化が進行していることや、コスト要素別で見ると、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないことから賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在する。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

③しかしながら、労働者の生計費については、足元の消費者物価指数は、時限的なエネルギー価格の負担軽減策により上昇率が押し下げられているにもかかわらず、対前年同月比4%前後と引き続き高い水準であること、さらには消費者に対する価格転嫁が進みつつあることも踏まえ、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。さらに、昨年以来、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であることから、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる。

これらを総合的に勘案し、また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては4.3%を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」等において、「最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②における賃金上昇率はAランクが、第4表③における賃金上昇率はCランクが最も高くなっている。一方、今年1～

6月の消費者物価の上昇率は、Aランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であること等も考慮すれば、各ランクで大きな状況の差異があるとはいいがたい。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は79.6%から80.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則としながら、今年度は、消費者物価の上昇が続いていることや、昨年10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の上げ率(3.3%)を上回る高い伸び率であったこともあり、結果として、この3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、今年度の目安額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金

等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、これまで取り組んできた地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

- (2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

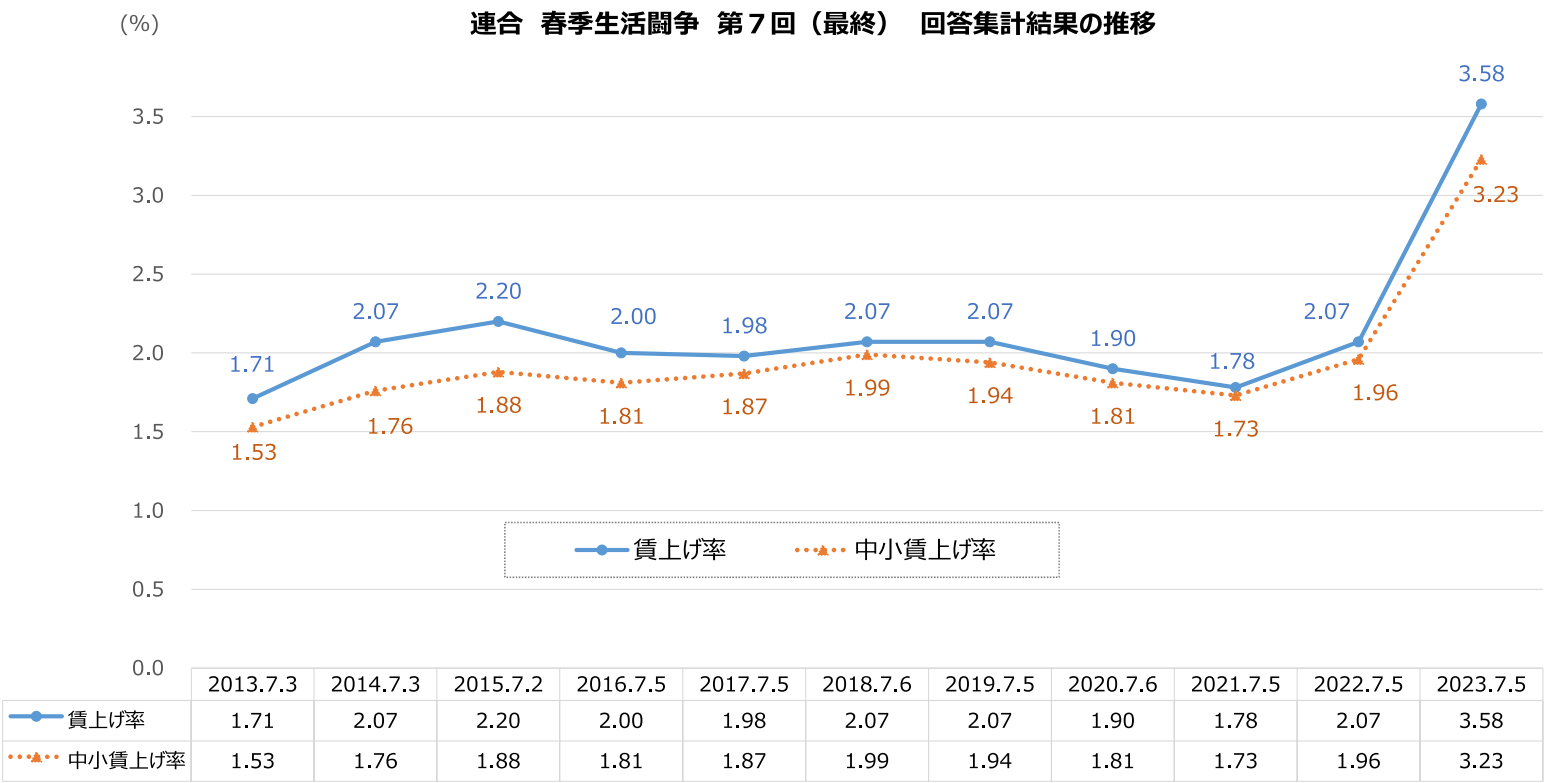
なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

- (3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

参考資料

連合 春季賃上げ妥結状況

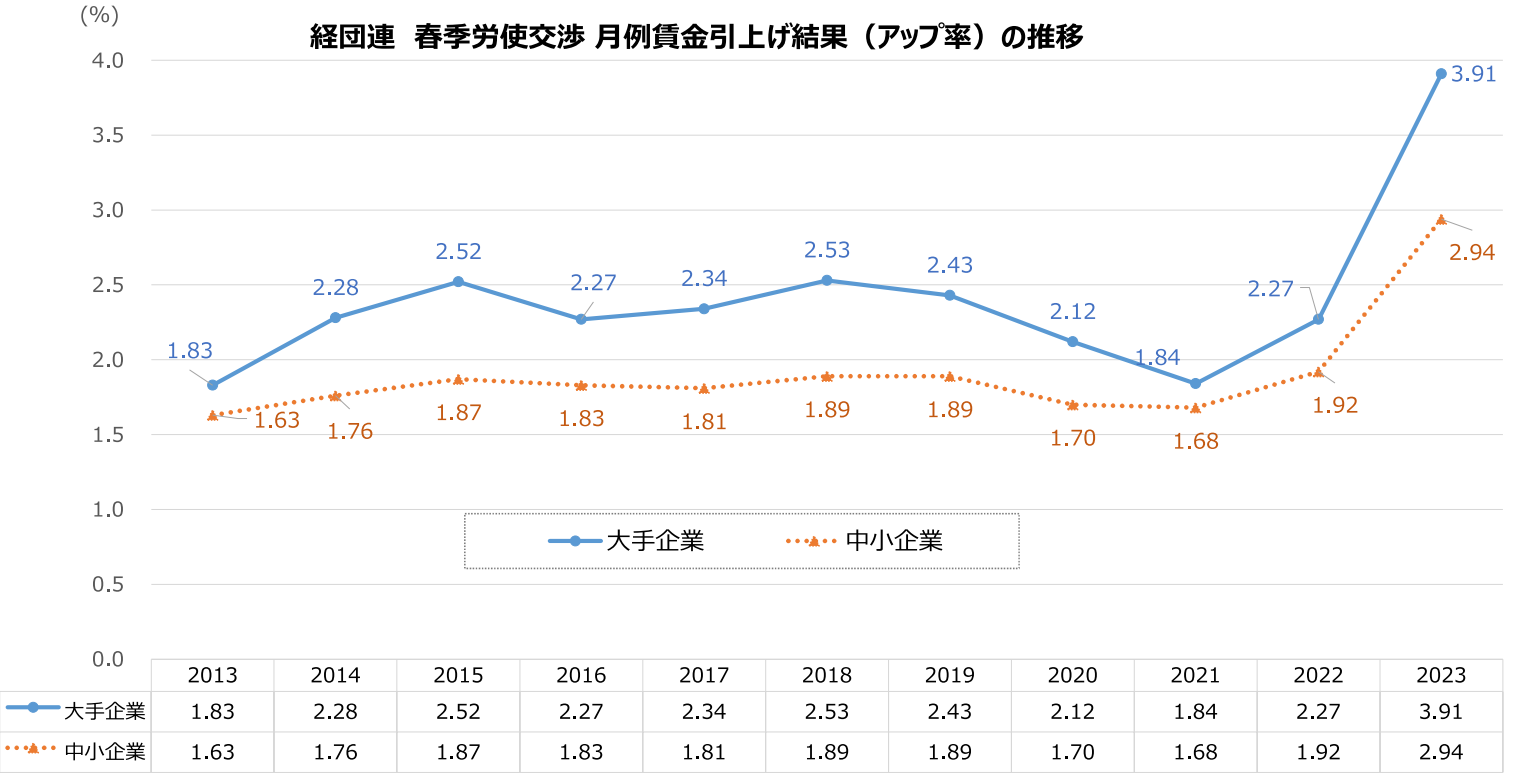
○ 2023年の連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(2023年7月5日公表)では、全体の賃上げ率は3.58%(中小賃上げ率は3.23%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。



(資料出所) 連合「2023春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2023年7月5日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2023年の経団連 春季労使交渉 月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業3.91%（第1回集計）、中小企業2.94%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2023年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2023年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2022年までは最終集計結果、2023年は第1回集計結果

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク		産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年
女	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3
男	A	1,769	1,805	2.0	1.3	1,735	1,762	1.6	1.3	1,823	1,868	2.5	0.8	2,071	2,135	3.1	1.5	1,361	1,381	1.5	1.0	1,572	1,601	1.8	2.8	1,738	1,761	1.3	1.5	1,921	1,952	1.6	1.6
	B	1,536	1,561	1.6	0.7	1,536	1,572	2.3	1.0	1,562	1,584	1.4	0.7	1,895	1,924	1.5	0.6	1,254	1,266	1.0	0.6	1,308	1,336	2.1	-0.3	1,533	1,552	1.2	1.3	1,562	1,575	0.8	0.2
	C	1,348	1,370	1.6	1.6	1,350	1,376	1.9	0.9	1,358	1,385	2.0	1.3	1,665	1,670	0.3	1.6	1,140	1,166	2.3	5.1	1,105	1,141	3.3	0.4	1,378	1,380	0.1	1.2	1,349	1,366	1.3	2.5
	計	1,608	1,637	1.8	1.0	1,598	1,629	1.9	1.2	1,638	1,670	2.0	0.8	1,954	1,997	2.2	1.2	1,287	1,304	1.3	1.3	1,402	1,431	2.1	1.1	1,600	1,618	1.1	1.4	1,655	1,675	1.2	1.1
女	A	1,387	1,423	2.6	1.8	1,248	1,277	2.3	3.1	1,357	1,387	2.2	1.3	1,587	1,627	2.5	2.2	1,166	1,208	3.6	2.0	1,256	1,264	0.6	0.6	1,503	1,532	1.9	2.0	1,558	1,639	5.2	1.1
	B	1,190	1,215	2.1	2.0	1,053	1,078	2.4	2.9	1,189	1,209	1.7	1.8	1,341	1,378	2.8	1.6	1,031	1,060	2.8	0.9	1,126	1,156	2.7	1.2	1,338	1,364	1.9	2.4	1,187	1,215	2.4	2.7
	C	1,102	1,127	2.3	2.3	992	1,021	2.9	2.5	1,054	1,079	2.4	2.7	1,267	1,290	1.8	0.1	983	1,005	2.2	2.0	1,010	1,044	3.4	-3.4	1,221	1,246	2.0	3.4	1,158	1,183	2.2	1.4
	計	1,255	1,284	2.3	2.0	1,114	1,141	2.4	2.8	1,233	1,257	1.9	1.8	1,456	1,494	2.6	1.8	1,073	1,106	3.1	1.5	1,162	1,184	1.9	0.5	1,386	1,413	1.9	2.3	1,352	1,403	3.8	1.8

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態 ランク		産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
		1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率			1時間当たり 賃金額			賃金上昇率								
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月														
一般 パート 計	A	1,548	1,583	2.3	1.4	1,564	1,591	1.7	1.7	1,584	1,621	2.3	1.0	1,813	1,860	2.6	1.8	1,230	1,265	2.8	1.7	1,374	1,389	1.1	1.3	1,535	1,563	1.8	1.9	1,740	1,795	3.2	1.3																
	B	1,329	1,355	2.0	1.4	1,344	1,375	2.3	1.6	1,359	1,380	1.5	1.3	1,588	1,621	2.1	1.1	1,087	1,113	2.4	0.9	1,185	1,212	2.3	0.8	1,360	1,386	1.9	2.1	1,418	1,436	1.3	1.2																
	C	1,199	1,224	2.1	2.0	1,202	1,229	2.2	1.3	1,197	1,223	2.2	1.9	1,489	1,503	0.9	0.9	1,026	1,049	2.2	2.9	1,041	1,076	3.4	-0.7	1,241	1,263	1.8	3.1	1,277	1,297	1.6	1.9																
	計	1,399	1,429	2.1	1.5	1,413	1,442	2.1	1.6	1,424	1,451	1.9	1.2	1,689	1,727	2.2	1.5	1,134	1,163	2.6	1.5	1,245	1,268	1.8	0.8	1,412	1,439	1.9	2.2	1,525	1,558	2.2	1.3																
一般	A	1,756	1,794	2.2	1.3	1,700	1,726	1.5	1.5	1,825	1,860	1.9	0.7	1,905	1,953	2.5	1.8	1,550	1,568	1.2	1.4	1,552	1,580	1.8	1.4	1,669	1,705	2.2	1.8	1,854	1,917	3.4	1.0																
	B	1,494	1,524	2.0	1.4	1,464	1,500	2.5	1.5	1,557	1,585	1.8	1.1	1,693	1,724	1.8	1.3	1,261	1,295	2.7	0.2	1,314	1,347	2.5	1.2	1,470	1,494	1.6	2.4	1,523	1,542	1.2	0.6																
	C	1,312	1,337	1.9	2.3	1,273	1,300	2.1	1.4	1,343	1,370	2.0	2.0	1,533	1,551	1.2	0.9	1,186	1,204	1.5	5.9	1,087	1,118	2.9	0.3	1,292	1,314	1.7	3.2	1,379	1,396	1.2	2.0																
	計	1,572	1,604	2.0	1.5	1,535	1,567	2.1	1.5	1,634	1,665	1.9	1.1	1,781	1,818	2.1	1.6	1,344	1,374	2.2	1.4	1,380	1,410	2.2	1.1	1,507	1,534	1.8	2.3	1,632	1,670	2.3	1.0																
パート	A	1,246	1,278	2.6	1.8	1,120	1,150	2.7	2.3	1,193	1,231	3.2	1.4	1,395	1,439	3.2	2.1	1,135	1,175	3.5	2.0	1,144	1,142	-0.2	1.2	1,413	1,435	1.6	2.2	1,430	1,463	2.3	2.2																
	B	1,086	1,105	1.7	1.5	1,025	1,042	1.7	1.8	1,074	1,084	0.9	1.7	1,177	1,216	3.3	0.2	1,013	1,036	2.3	1.0	1,046	1,068	2.1	0.2	1,213	1,242	2.4	1.3	1,133	1,147	1.2	3.6																
	C	1,003	1,028	2.5	1.4	941	963	2.3	0.8	977	1,003	2.7	1.6	1,178	1,165	-1.1	1.2	961	985	2.5	0.8	955	997	4.4	-3.9	1,138	1,160	1.9	2.9	965	997	3.3	1.9																
	計	1,141	1,165	2.1	1.5	1,051	1,073	2.1	2.1	1,104	1,127	2.1	1.5	1,283	1,321	3.0	0.6	1,056	1,085	2.7	1.5	1,076	1,091	1.4	0.3	1,298	1,323	1.9	1.6	1,230	1,249	1.5	2.7																

（注）斜字となっている令和4年のBランク及びCランクの賃金上昇率は、令和4年調査の調査票情報を用いて、新ランクに合わせて組替集計したもの。

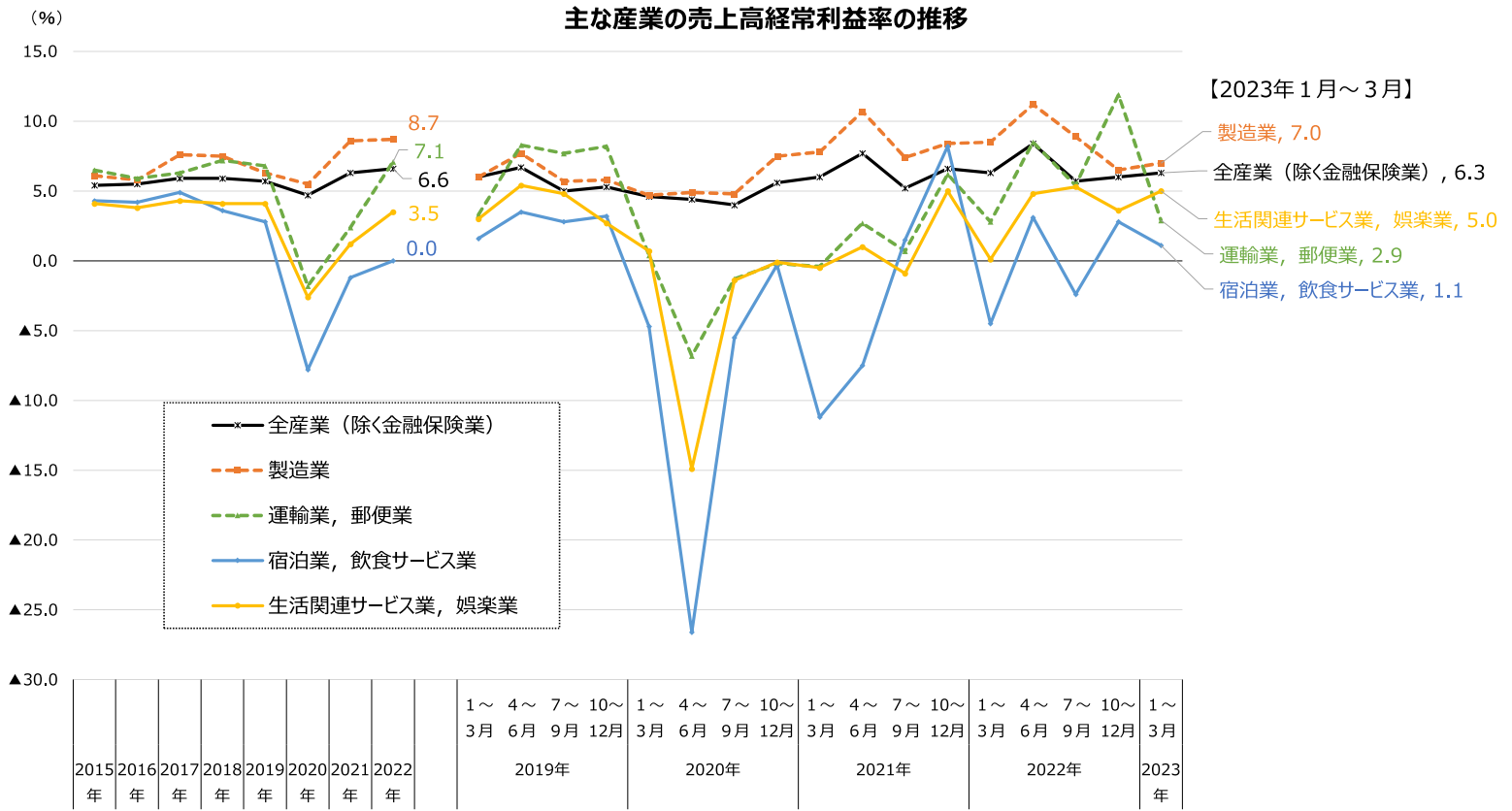
賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和4年6月と令和5年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

		(円、%)																															
性 業 形 態	就 業 形 態	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率	
		R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年	R 4年 6月	R 5年 6月		R 4年
計	A	1,560	1,597	2.4	2.0	1,572	1,609	2.4	2.2	1,609	1,641	2.0	2.1	1,824	1,880	3.1	2.2	1,231	1,278	3.8	2.1	1,376	1,398	1.6	1.9	1,542	1,577	2.3	2.2	1,750	1,789	2.2	0.6
	B	1,341	1,373	2.4	2.0	1,360	1,396	2.6	2.1	1,377	1,402	1.8	1.9	1,589	1,638	3.1	2.1	1,096	1,129	3.0	1.2	1,192	1,231	3.3	2.0	1,372	1,404	2.3	2.5	1,410	1,446	2.6	1.9
	C	1,207	1,240	2.7	2.6	1,208	1,244	3.0	2.3	1,207	1,238	2.6	1.7	1,502	1,537	2.3	2.5	1,033	1,065	3.1	3.5	1,048	1,081	3.1	0.2	1,247	1,279	2.6	3.9	1,285	1,318	2.6	3.0
	計	1,410	1,445	2.5	2.1	1,425	1,461	2.5	2.1	1,443	1,472	2.0	2.0	1,696	1,747	3.0	2.2	1,139	1,178	3.4	1.8	1,249	1,281	2.6	1.7	1,422	1,455	2.3	2.5	1,526	1,563	2.4	1.5
男	A	1,788	1,827	2.2	1.8	1,744	1,782	2.2	2.1	1,855	1,886	1.7	1.8	2,082	2,140	2.8	2.4	1,390	1,430	2.9	1.8	1,596	1,629	2.1	2.9	1,744	1,790	2.6	1.3	1,919	1,961	2.2	0.7
	B	1,552	1,588	2.3	1.5	1,558	1,598	2.6	1.8	1,588	1,617	1.8	1.5	1,890	1,948	3.1	2.0	1,275	1,301	2.0	0.5	1,332	1,381	3.7	1.1	1,540	1,575	2.3	1.9	1,551	1,588	2.4	1.7
	C	1,360	1,394	2.5	2.3	1,359	1,398	2.9	2.0	1,370	1,405	2.6	1.8	1,676	1,709	2.0	2.0	1,168	1,197	2.5	5.8	1,117	1,156	3.5	0.9	1,390	1,411	1.5	0.9	1,357	1,389	2.4	3.3
	計	1,624	1,661	2.3	1.7	1,613	1,652	2.4	1.9	1,665	1,696	1.9	1.6	1,958	2,013	2.8	2.2	1,312	1,344	2.4	1.6	1,423	1,464	2.9	1.9	1,606	1,644	2.4	1.6	1,650	1,688	2.3	1.4
女	A	1,393	1,430	2.7	2.2	1,254	1,289	2.8	2.2	1,369	1,402	2.4	2.6	1,596	1,651	3.4	2.0	1,155	1,207	4.5	2.3	1,252	1,267	1.2	1.3	1,511	1,544	2.2	2.3	1,577	1,614	2.3	0.6
	B	1,197	1,227	2.5	2.4	1,055	1,083	2.7	2.9	1,200	1,222	1.8	2.4	1,343	1,385	3.1	2.2	1,033	1,069	3.5	1.5	1,130	1,164	3.0	2.4	1,350	1,381	2.3	2.7	1,189	1,224	2.9	2.3
	C	1,107	1,138	2.8	2.9	996	1,027	3.1	2.8	1,061	1,089	2.6	1.9	1,280	1,317	2.9	3.2	983	1,017	3.5	2.3	1,014	1,045	3.1	-0.7	1,227	1,260	2.7	4.4	1,164	1,198	2.9	2.7
	計	1,261	1,294	2.6	2.4	1,118	1,149	2.8	2.6	1,243	1,270	2.2	2.4	1,463	1,511	3.3	2.2	1,071	1,112	3.8	1.9	1,163	1,190	2.3	1.7	1,396	1,428	2.3	2.8	1,361	1,397	2.6	1.6
一般	A	1,766	1,808	2.4	1.9	1,711	1,750	2.3	2.2	1,843	1,877	1.8	2.3	1,916	1,975	3.1	2.3	1,547	1,587	2.6	1.6	1,556	1,593	2.4	2.3	1,678	1,724	2.7	1.8	1,858	1,900	2.3	0.5
	B	1,503	1,540	2.5	2.0	1,482	1,522	2.7	2.0	1,568	1,596	1.8	1.7	1,692	1,745	3.1	2.3	1,268	1,307	3.1	0.2	1,314	1,365	3.9	2.4	1,486	1,522	2.4	2.9	1,518	1,553	2.3	1.9
	C	1,319	1,354	2.7	2.8	1,280	1,319	3.0	2.4	1,349	1,384	2.6	2.2	1,543	1,583	2.6	2.5	1,188	1,213	2.1	5.7	1,091	1,124	3.0	0.2	1,299	1,336	2.8	3.9	1,389	1,420	2.2	3.2
	計	1,581	1,619	2.4	2.1	1,549	1,589	2.6	2.1	1,647	1,678	1.9	2.1	1,787	1,841	3.0	2.3	1,350	1,387	2.7	1.5	1,381	1,423	3.0	2.0	1,519	1,558	2.6	2.7	1,632	1,670	2.3	1.4
パート	A	1,251	1,283	2.6	2.0	1,119	1,148	2.6	2.0	1,203	1,231	2.3	1.8	1,394	1,434	2.9	1.7	1,124	1,174	4.4	2.3	1,147	1,151	0.3	1.1	1,421	1,447	1.8	2.5	1,453	1,484	2.1	1.4
	B	1,088	1,114	2.4	2.0	1,024	1,046	2.1	2.6	1,080	1,101	1.9	2.4	1,170	1,204	2.9	1.1	1,017	1,049	3.1	1.7	1,050	1,075	2.4	1.5	1,216	1,242	2.1	1.8	1,117	1,155	3.4	2.1
	C	1,007	1,034	2.7	1.7	944	969	2.6	1.5	983	1,009	2.6	0.6	1,185	1,176	-0.8	2.4	960	996	3.8	1.9	965	1,000	3.6	0.2	1,141	1,161	1.8	3.8	957	994	3.9	2.4
	計	1,145	1,173	2.4	2.1	1,061	1,075	2.3	2.2	1,112	1,136	2.2	1.9	1,280	1,314	2.7	1.4	1,053	1,093	3.8	1.9	1,082	1,099	1.6	1.3	1,304	1,329	1.9	2.5	1,231	1,265	2.8	1.8

主な産業の売上高経常利益率の推移

○ 主な産業の経常利益率の推移をみると、2020年4～6月期に一部の産業で大きく低下しているが、その後は、四半期ごとに変動はあるものの、改善傾向で推移している。



（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注） 1．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

6

(参考) 売上高経常利益率の推移(詳細)

(単位：％)	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019年					2020年					2021年					2022年					2023 年
							1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	1～ 3月	4～ 6月	7～ 9月	10～ 12月	
全産業（除く金融保険業）	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.3	6.0	7.7	5.2	6.6	6.6	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3
製造業	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	8.6	7.8	10.7	7.4	8.4	8.7	8.5	11.2	8.9	6.5	7.0
非製造業	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.4	5.3	6.4	4.2	5.8	5.6	5.4	7.2	4.2	5.8	6.0
農林水産業	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	4.9	6.7	5.9	2.2	4.8	5.9	2.7	7.2	3.2	9.3	7.1
鉱業、採石業、砂利採取業	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	24.7	20.6	28.2	25.1	24.6	32.6	24.4	24.6	29.0	50.1	23.3
建設業	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	6.4	9.8	5.6	4.5	5.2	5.1	7.9	4.4	2.7	4.9	9.6
電気業	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	1.6	▲1.8	10.0	4.4	▲3.5	▲3.7	▲2.5	▲0.3	▲6.0	▲4.8	4.2
ガス・熱供給・水道業	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	2.1	4.8	8.5	▲2.3	▲2.7	3.0	8.6	3.4	▲4.9	4.5	11.2
情報通信業	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	10.3	8.5	11.0	8.9	12.8	10.4	9.0	16.1	8.0	9.1	9.7
運輸業、郵便業	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	2.4	▲0.4	2.7	0.7	6.2	7.1	2.8	8.5	5.4	11.9	2.9
卸売業・小売業	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	3.2	2.6	3.4	2.9	3.8	3.9	3.3	5.0	3.3	4.0	3.4
不動産業、物品賃貸業	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	11.5	10.8	13.8	10.9	10.5	11.6	11.2	12.3	10.5	12.3	10.8
サービス業	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	9.1	10.1	12.0	4.6	9.3	8.3	9.0	10.9	6.1	7.3	8.1
宿泊業、飲食サービス業	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	▲0.3	▲1.2	▲11.2	▲7.5	1.5	8.2	0.0	▲4.5	3.1	▲2.4	2.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	1.2	▲0.5	1.0	▲0.9	5.0	3.5	0.1	4.8	5.3	3.6	5.0
学術研究、専門・技術サービス業	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	19.3	23.3	28.4	7.2	15.1	16.5	19.9	20.9	10.0	14.7	14.8
教育、学習支援業	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	7.9	8.1	6.0	11.0	6.5	5.8	5.8	1.3	10.4	5.4	10.1
医療、福祉業	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	4.8	3.5	5.8	4.4	5.2	4.7	3.2	5.2	7.3	3.0	2.0
職業紹介・労働者派遣業	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	6.8	5.8	5.3	6.2	9.4	6.6	6.5	6.5	8.0	5.4	4.1
その他のサービス業	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.2	7.7	8.8	5.4	6.9	6.4	7.7	7.8	5.8	4.7	7.2

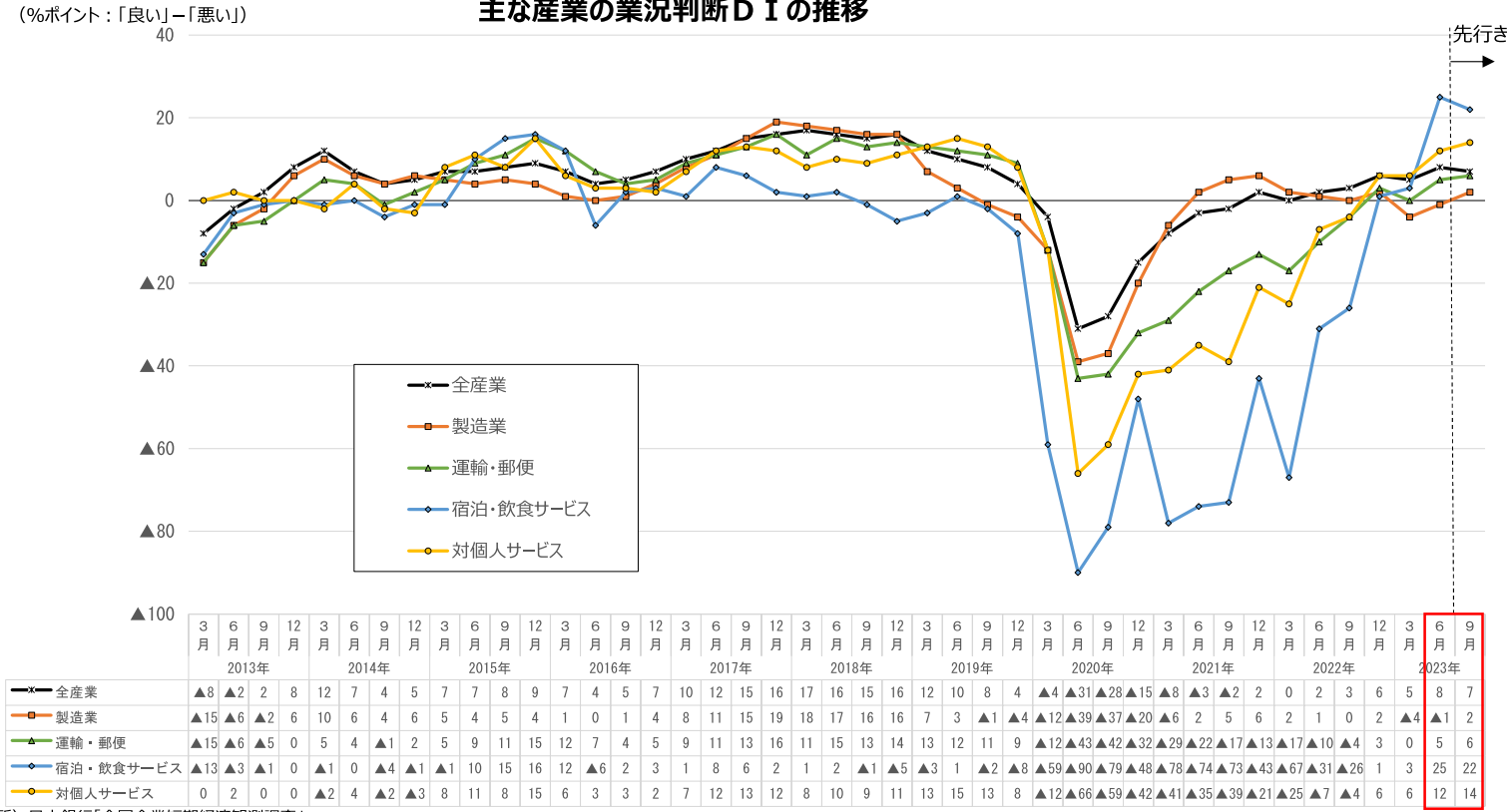
（資料出所）財務省「法人企業統計」より作成。
（注） 1．資本金、出資金又は基金1,000万円以上の営利法人等が対象。
2．暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

7

日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移

○ 日銀短観による主な産業の業況判断DIの推移をみると、2020年前半に宿泊業、飲食サービス業などを中心に大きく低下したが、その後は改善傾向にある。

主な産業の業況判断DIの推移



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 調査対象は、資本金2千万円以上の民間企業（「金融機関」および「経営コンサルタント業、純粋持株会社」を除く）。
2. 2022年6月の数値は、2022年3月調査による「先行き（3か月後）」の状況の数値。
3. 「対個人サービス」は、「洗濯・理容・美容・浴場業」「その他の生活関連サービス業」「娯楽業」「専修学校、各種学校」、「学習塾」、「教養・技能教授業」、「老人福祉・介護事業」、「その他の社会保険・社会福祉・介護事業」からなる。

中小企業景況調査による業況判断DIの推移

(「好転」-「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	令和2年				令和3年				令和4年				令和5年	
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月
合計	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7	-25.6	-31.3	-23.6	-34.6	-19.4	-22.6	-19.3	-21.1	-10.5
製造業	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5	-18.6	-16.8	-13.7	-21.6	-14.6	-18.5	-15.9	-19.4	-11.5
建設業	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0	-16.2	-18.2	-14.6	-22.6	-20.6	-18.7	-17.4	-18.7	-13.7
卸売業	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6	-20.2	-27.4	-17.3	-25.2	-12.5	-18.5	-12.7	-16.3	-6.7
小売業	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7	-35.5	-45.3	-37.4	-47.6	-31.0	-33.2	-30.1	-31.5	-21.5
サービス業	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3	-28.3	-37.7	-25.4	-41.4	-15.2	-19.9	-15.5	-16.6	-0.9

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり（全国で約1万9千社）である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「DI」とは、Diffusion Indexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合（百分率）から、

「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合（百分率）を引いた値である。

価格転嫁の状況① 【コスト全般】

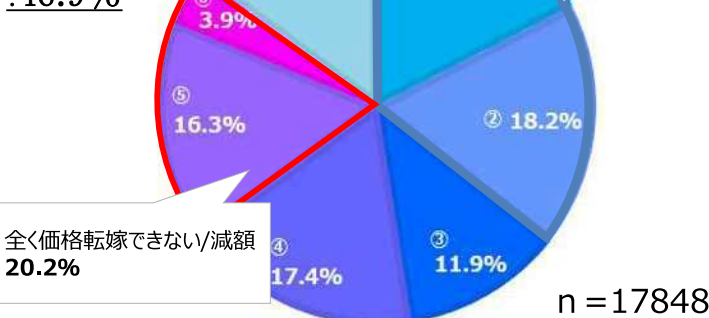
令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- 「コスト上昇分のうち何割を価格転嫁できたか」を集計した**価格転嫁率は47.6%**、前回（9月：46.9%）に比し**微増**。
- コスト上昇分のうち**高い割合（10割、9割～7割）を価格転嫁できた回答（①・②）が増加**（35.6%→39.3%）し、**転嫁状況は一部では好転**。
- 他方で、「**全く転嫁できない（⑤） + 減額された（⑥）**」割合も**増加**（20.2%→23.5%）しており、**二極化が進行**。
- なお、「コスト上昇せず**価格改定（値上げ）不要**」の割合（⑦）は**減少**（14.9%→8.4%）しており、コスト上昇の影響は拡大。

問.直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分のうち、何割を価格に転嫁できたと考えますか。

9月結果

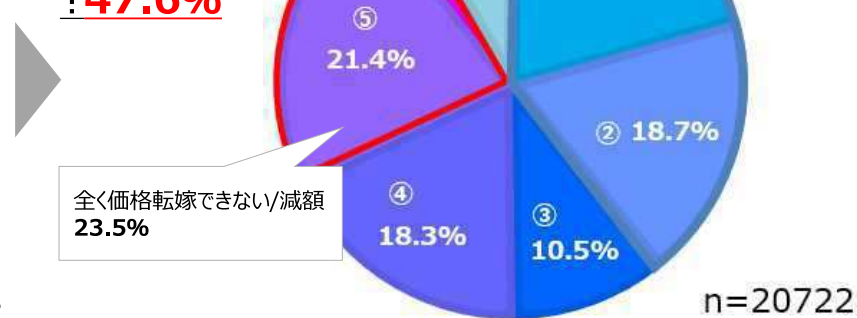
転嫁率（コスト全体）
:46.9%



3月結果

転嫁率（コスト全体）
:47.6%

全く価格転嫁できない/減額
23.5%



- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

10

価格転嫁の状況② 【コスト要素別】

令和5年6月20日中小企業庁「価格交渉促進月間
(2023年3月)フォローアップ調査の結果について」

- **エネルギーコスト、労務費**の価格転嫁率は、それぞれ**約5ポイントの上昇**。「一部だけでも転嫁できた割合」が増加（+約8ポイント）。但し、**原材料費の転嫁率よりは約1割、低い水準**。
- **原材料費**の転嫁率は、「一部だけでも転嫁できた割合」は増加したが（63.2%→66.6%）、「転嫁0割」も増加し（16.4%→19.5%）、**全体としては横ばい**。

9月結果

n=17848



3月結果

n=20722



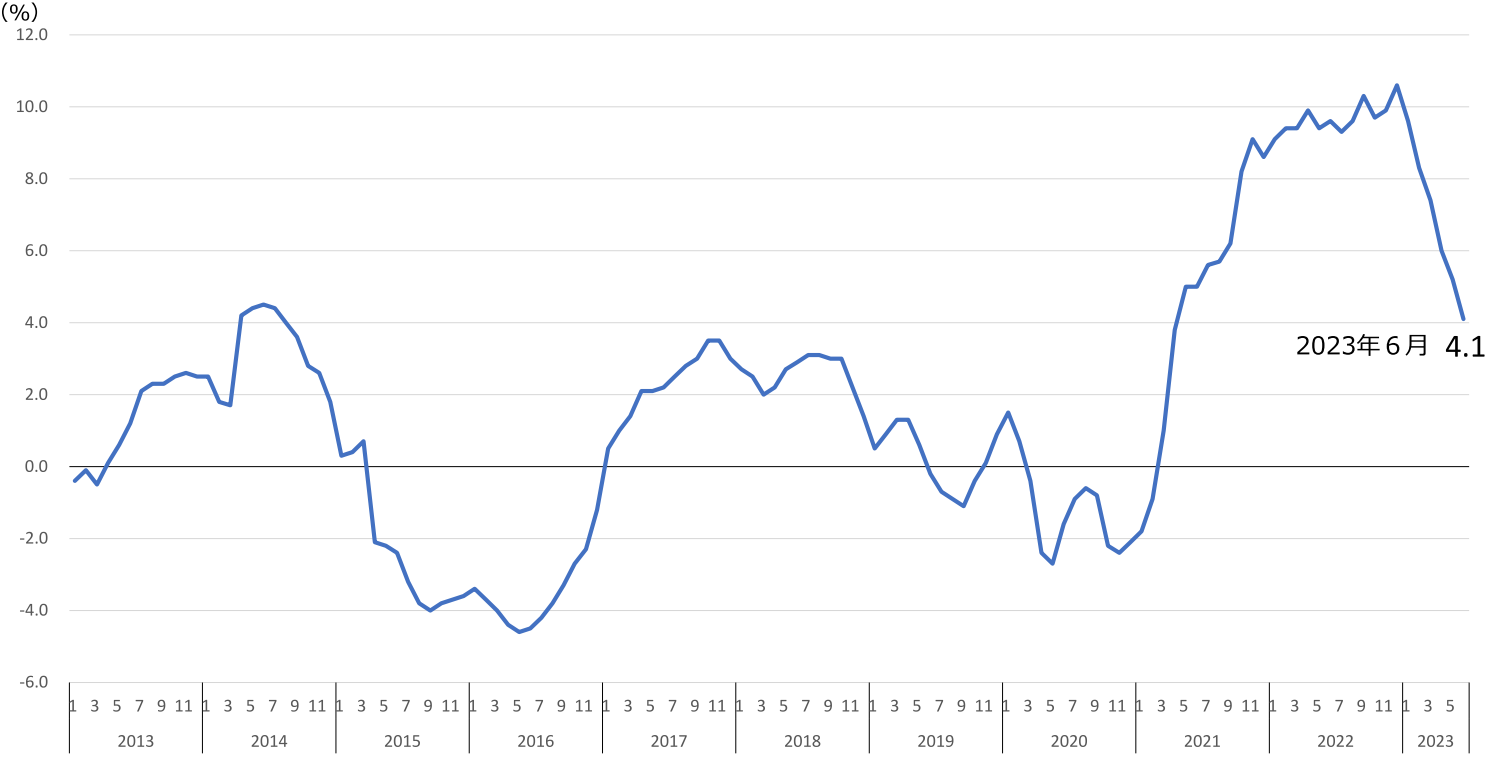
- ① 10割
- ② 9割、8割、7割
- ③ 6割、5割、4割
- ④ 3割、2割、1割
- ⑤ 0割（費用が上昇している中、価格が据え置かれている場合等）
- ⑥ マイナス（費用が上昇したにもかかわらず、逆に減額された）
- ⑦ コストが上昇していないため、価格改定不要

11

国内企業物価指数（前年同月比）の推移

○ 国内企業物価指数については、2023年に入ってから前年同月比の上昇率が縮小し、2023年6月には4.1%となった。

国内企業物価指数（前年同月比）



(資料出所) 日本銀行「企業物価指数」
(注) 2023年6月は速報値。

法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位: 万円、%)

年度	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
平成24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
2年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
3年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4

(資料出所) 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額＝営業純益(営業利益－支払利息等)＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与
＋福利厚生費＋支払利息等＋動産・不動産賃借料＋租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

消費者物価指数の指標

○ 消費者物価指数の指標には、「総合」のほか、消費者物価の基調を把握するため、変動が大きい品目を除いた「生鮮食品を除く総合」「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」があるが、中央最低賃金審議会の「主要統計資料」では、消費者と実際に取引がある品目の価格の動きを把握するため、「持家の帰属家賃を除く総合」を利用している。

「総合」	世帯が購入する財・サービスのうち、世帯の消費支出上一定の割合を占める重要な品目の価格の指数を計算し、これをウェイト（家計の消費支出に占める割合）により加重平均したもの。
「生鮮食品を除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」を除いたもの。
「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」	消費者物価の基調を把握するため、天候要因で値動きが激しい「生鮮食品」や、海外要因で変動する原油価格の影響を直接受ける「エネルギー」（電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン）を除いたもの。
「持家の帰属家賃を除く総合」	消費者と取引がある品目の価格の動きを把握するため、実際に市場での売買がない「持家の帰属家賃」を除いたもの。 ※「持家の帰属家賃」とは、実際には家賃の支払を伴わない持家住宅についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定して、一般市場価格で評価した概念的なもの。 ※ 家計調査の「消費支出」や毎月勤労統計調査の「賃金」は、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用して実質化している。

（資料出所）総務省ホームページ「消費者物価指数に関するQ&A（回答）」「家計調査に関するQ&A（回答）」、総務省統計研究研修所次長 佐藤朋彦「統計Today No.128「実感」する消費者物価とは」（平成30年4月19日）を基に、厚生労働省労働基準局において作成。

14

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、令和4年10月以降、全国では3.8%～5.1%で推移し、令和4年10月～令和5年6月の対前年同期の上昇率は4.3%となっている。

（単位：％）

区分	年・月	令和4年			令和5年						令和4年10月～ 令和5年6月
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	A ランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	B ランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	C ランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0

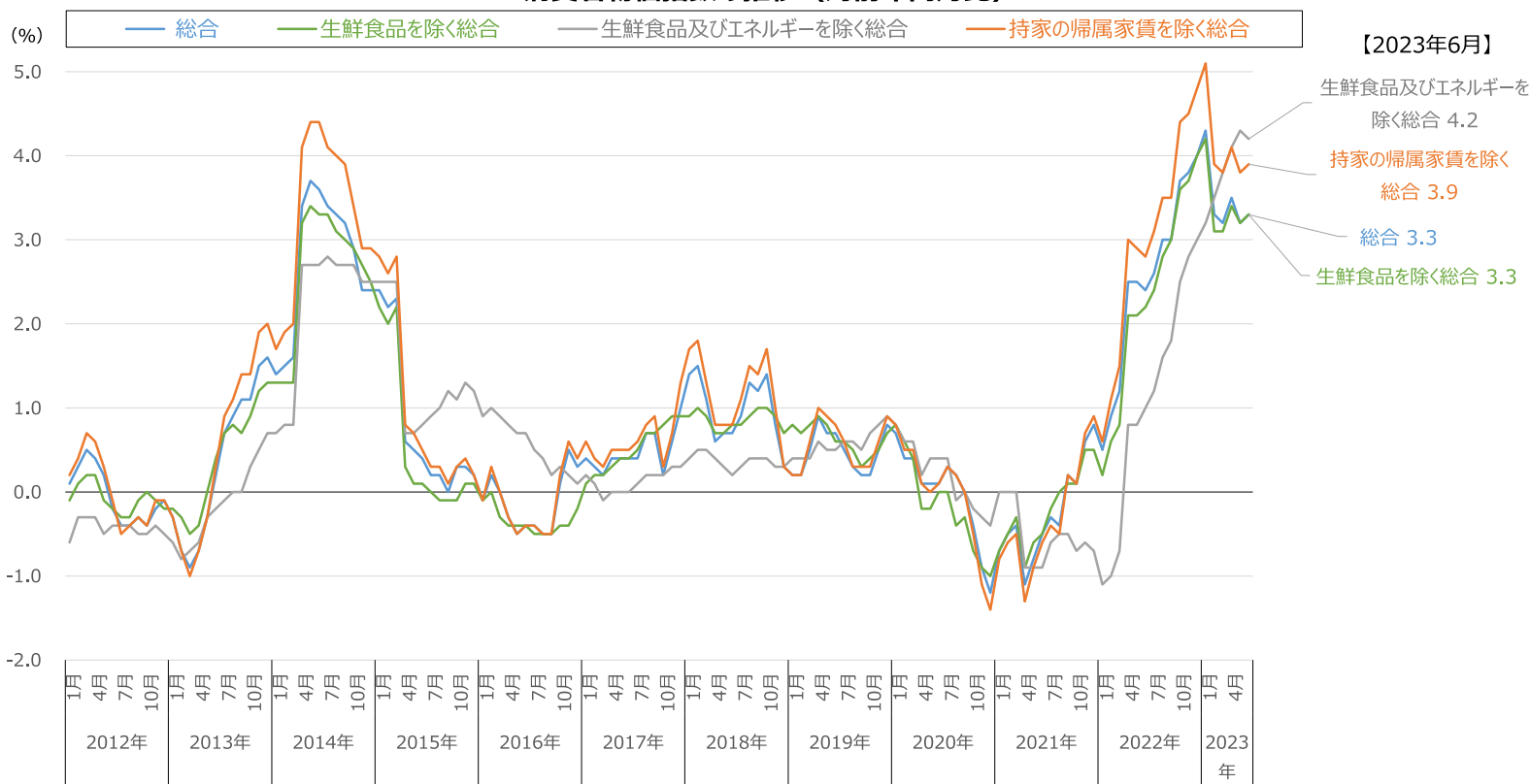
資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注） 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
- 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
- 3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
- 4 「令和4年10月～令和5年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

○ 2023年6月の消費者物価指数の「総合」は+3.3%、「生鮮食品を除く総合」は+3.3%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+4.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.9%となっている(いずれも対前年同月比)。

消費者物価指数の推移(対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

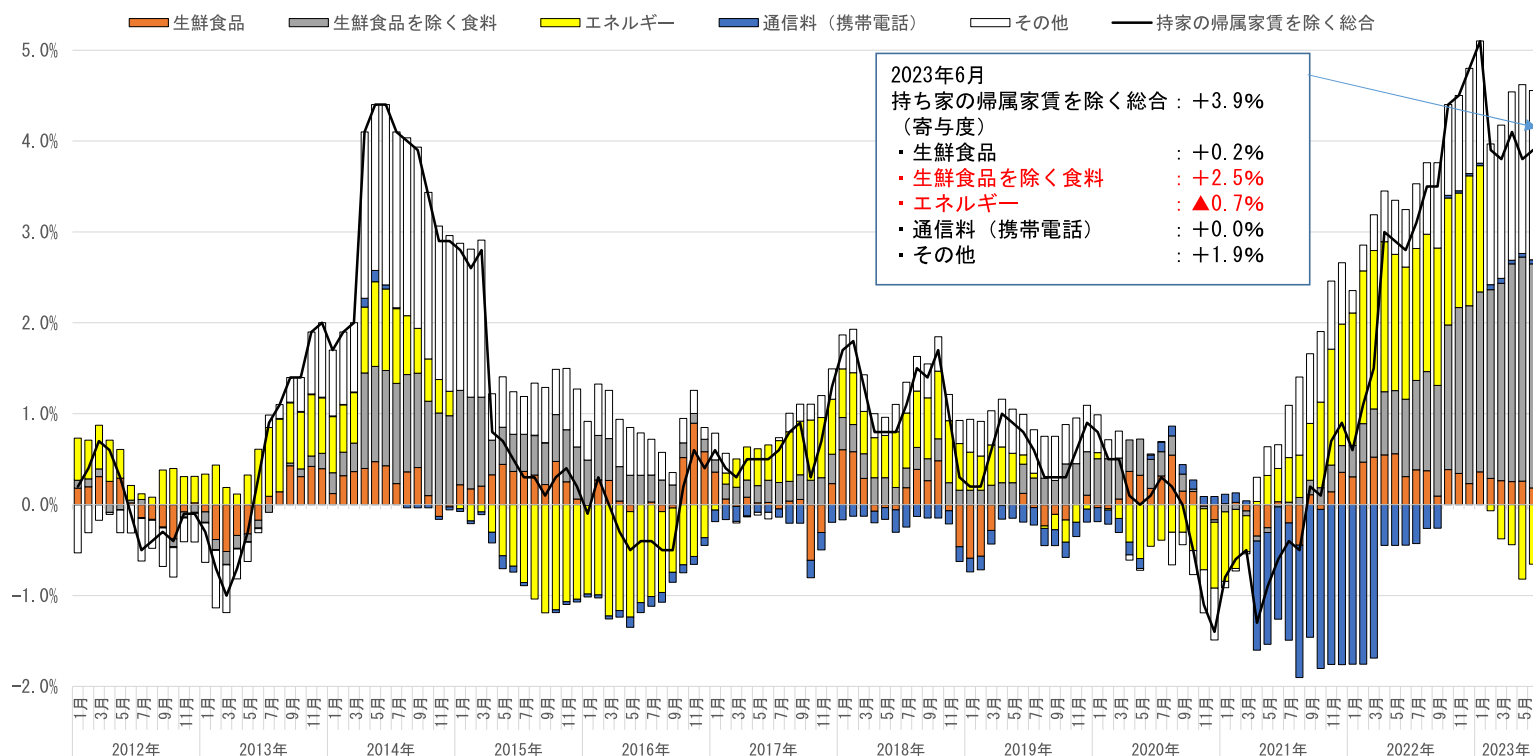
(注) 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の「総合」に対する影響(寄与度)は-1.00 [試算値]

16

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2023年6月に+3.9%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料の寄与度が大きく、またエネルギーは-0.7%となっている。

消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト/持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)/前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

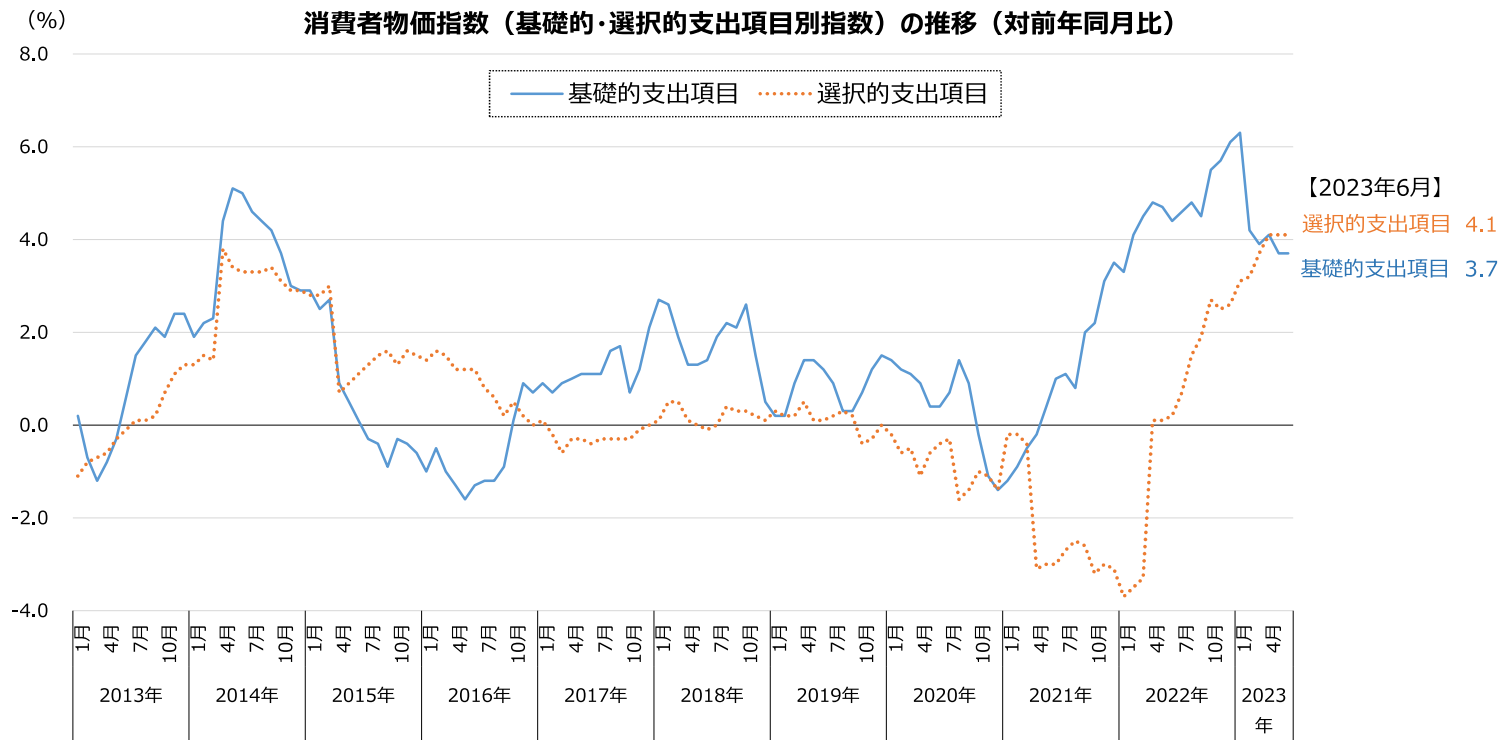
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

17

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」（対前年同月比）を見ると、2023年6月では、「基礎的支出項目」は+3.7%、「選択的支出項目」は+4.1%となっている。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」
（注）1．基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
2．支出弾力性とは、消費支出総額が1％変化する時に各財・サービス（支出項目）が何％変化するかを示した指標。
3．基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

電気・ガス価格激変緩和対策事業

令和5年3月22日物価・賃金・生活総合対策本部資料

- 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施**。事務局を通じ、電気・都市ガスの小売事業者等へ値引き原資を補助。**令和4年度補正予算において、約3.1兆円を計上**。
- 支援対象となる家庭・事業者等をもつ全ての電気・都市ガスの小売事業者等をカバー**する約950社（電気：約610社、都市ガス：約340社）について**交付決定**。
- 1月使用分（2月請求分）から電気・都市ガス料金の値引きを開始**。



標準的な家庭における電気料金の試算結果

令和5年5月16日物価問題に関する関係閣僚会議資料（一部改変）

- 料金審査による査定額に、FIT賦課金の低下や激変緩和措置などを加味した場合、標準的な家庭（30A・400kWh／月）における電気料金は、ウクライナ侵攻前（昨年2月）と比べて、全事業者でほぼ同水準又はそれ以下となった。

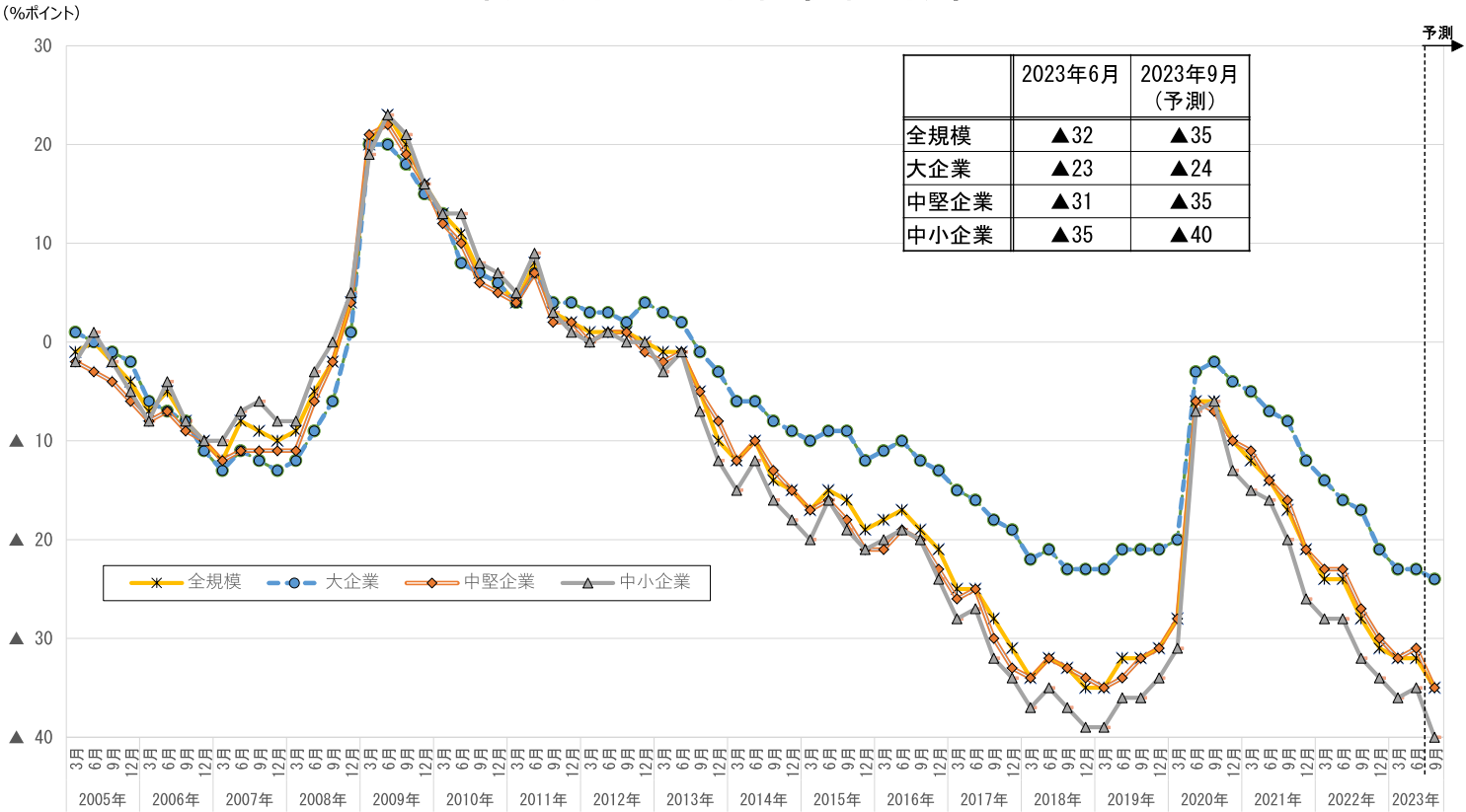
	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
申請前※1 (昨年11月)	15,662円 39円/kWh	13,475円 34円/kWh	14,444円 36円/kWh	14,289円 36円/kWh	11,155円 28円/kWh	12,192円 30円/kWh	13,012円 33円/kWh	12,884円 32円/kWh	11,844円 30円/kWh	14,074円 35円/kWh
申請値※2	20,714円 52円/kWh (+32%)	17,852円 45円/kWh (+32%)	18,458円 46円/kWh (+28%)	—	16,491円 41円/kWh (+48%)	—	17,426円 44円/kWh (+34%)	16,609円 42円/kWh (+29%)	—	20,045円 50円/kWh (+42%)
査定結果※2	▲1,829円 18,885円 (+21%)	▲1,195円 16,657円 (+24%)	▲1,936円 16,522円 (+14%)	—	▲612円 15,879円 (+42%)	—	▲612円 16,814円 (+29%)	▲486円 16,123円 (+25%)	—	▲648円 19,397円 (+38%)
FIT賦課金	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円	▲820円
燃料費調整 (7月請求分)	▲964円	▲1,208円	▲1,180円	—	▲936円	—	▲1,216円	▲864円	—	▲1,700円
激変緩和措置	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円	▲2,800円 + ▲1,200円※3
改定後※2 (7月請求分)	14,301円 36円/kWh (▲9%)	11,829円 30円/kWh (▲12%)	11,722円 29円/kWh (▲19%)	10,818円 27円/kWh (▲24%)	11,323円 28円/kWh (+2%)	8,664円 22円/kWh (▲29%)	11,978円 30円/kWh (▲8%)	11,639円 29円/kWh (▲10%)	8,569円 21円/kWh (▲28%)	12,877円 32円/kWh (▲9%)
【参考】 ウクライナ侵攻前※1 (昨年2月)	14,414円 36円/kWh	12,783円 32円/kWh	12,652円 32円/kWh	11,933円 30円/kWh	11,119円 28円/kWh	12,072円 30円/kWh	12,708円 32円/kWh	12,556円 31円/kWh	11,388円 28円/kWh	13,610円 34円/kWh

※1：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を含まない数値。
※2：レベニューキャップ制度の導入に伴う託送料金の改定影響を加味した数値。カッコ内の%は、申請前（昨年11月）からの変化率。
※3：沖縄県において、独自の負担軽減策「沖縄電気料金高騰緊急対策事業」を実施（7月請求分～10月請求分）。低圧は3.0円/kWh（10月請求分は1.5円/kWh）。

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）

- 2020年9月以降人手不足感が強まり続けており、中堅企業・中小企業については大企業以上に人手不足感が高まっている。

雇用人員判断D.Iの推移（過剰-不足）



(資料出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 1. 全産業の数値。
2. 大企業：資本金10億円以上、中堅企業：資本金1億円以上10億円未満、中小企業：資本金2千万円以上1億円未満。

ランク別消費者物価指数(全国・ランク別)

(単位：%)

区分	年	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2 年	3 年	4 年	令和 5 年					
												1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
全 国		0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.3	3.0	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9
	A ランク	0.4	3.1	1.1	△ 0.1	0.3	1.1	0.7	△ 0.1	△ 0.6	3.0	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1
	B ランク	0.4	3.3	1.1	△ 0.1	0.6	1.2	0.5	△ 0.1	△ 0.3	2.8	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8
	C ランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9
	D ランク	0.4	3.2	0.9	0.1	0.8	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.3	2.8	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9

資料出所 総務省「消費者物価指数」

(注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。

2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。

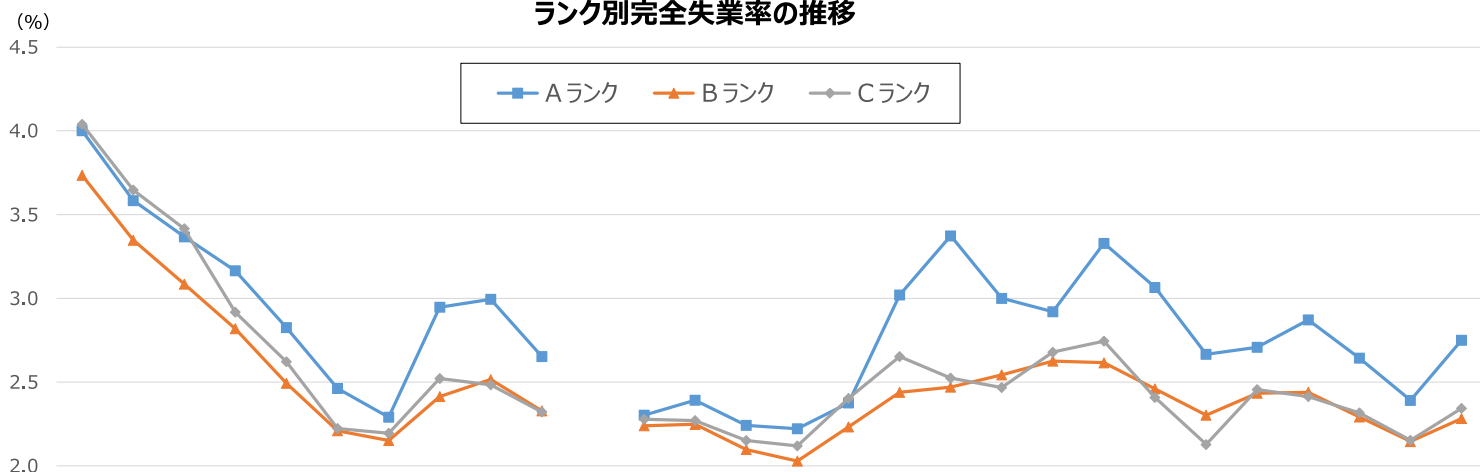
3 各ランクは、令和5年度からの適用区分である

22

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



1.5	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	4～	7～	10～	1～	2023 年
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	
											2019年				2020年				2021年				2022年						
 Aランク	4.0	3.6	3.4	3.2	2.8	2.5	2.3	2.9	3.0	2.7		2.3	2.4	2.2	2.2	2.4	3.0	3.4	3.0	2.9	3.3	3.1	2.7	2.7	2.9	2.6	2.4	2.7	
 Bランク	3.7	3.3	3.1	2.8	2.5	2.2	2.2	2.4	2.5	2.3		2.2	2.2	2.1	2.0	2.2	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.5	2.3	2.4	2.4	2.3	2.1	2.3	
 Cランク	4.0	3.6	3.4	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5	2.3		2.3	2.3	2.2	2.1	2.4	2.7	2.5	2.5	2.7	2.7	2.4	2.1	2.5	2.4	2.3	2.2	2.3	

(資料出所) 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。

1. セグメント別による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。

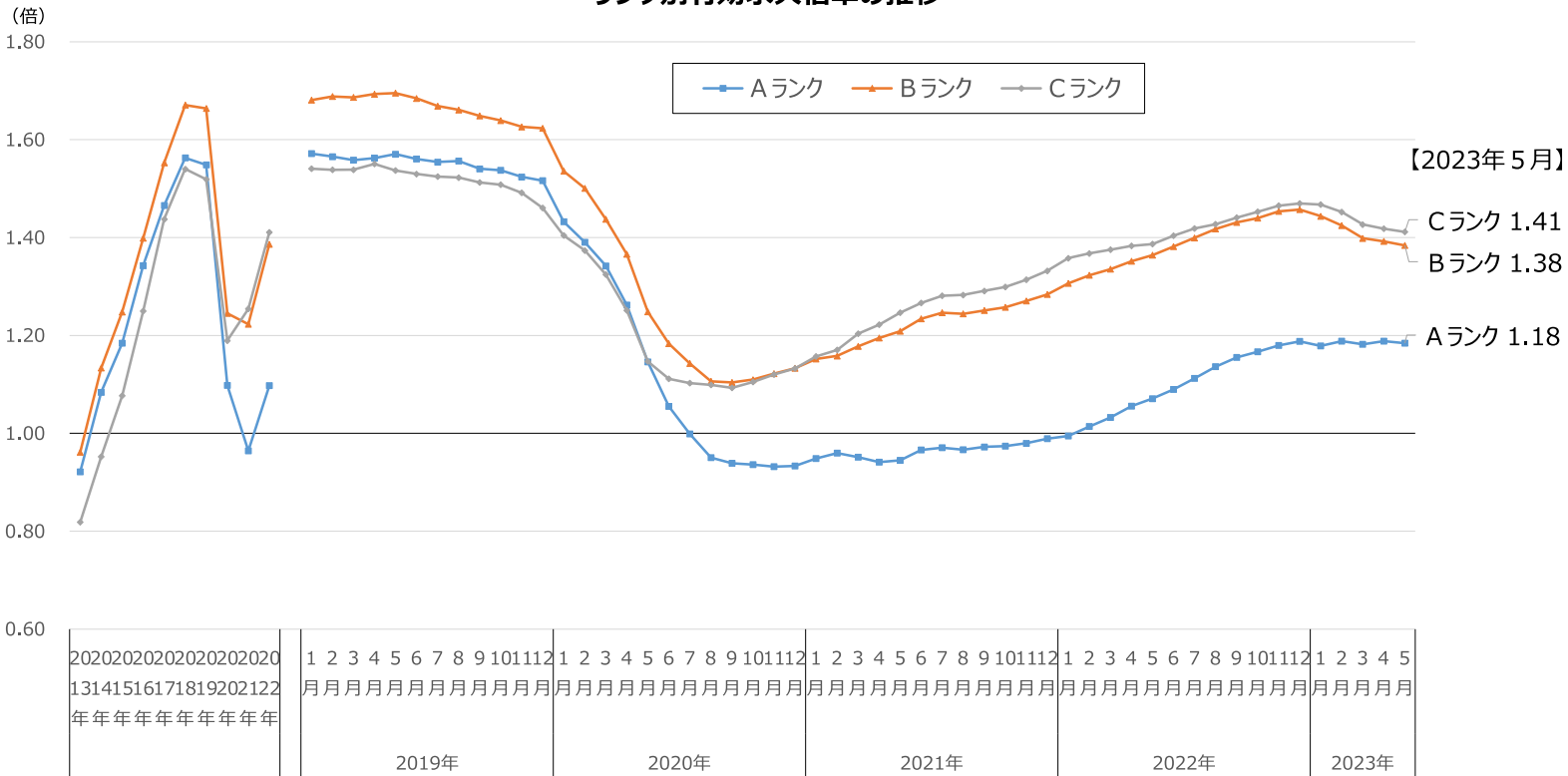
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

23

ランク別有効求人倍率の推移

- ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。
- Cランクではコロナ禍前の水準近くまで回復しているが、Aランクではコロナ禍前の水準まで回復していない。

ランク別有効求人倍率の推移



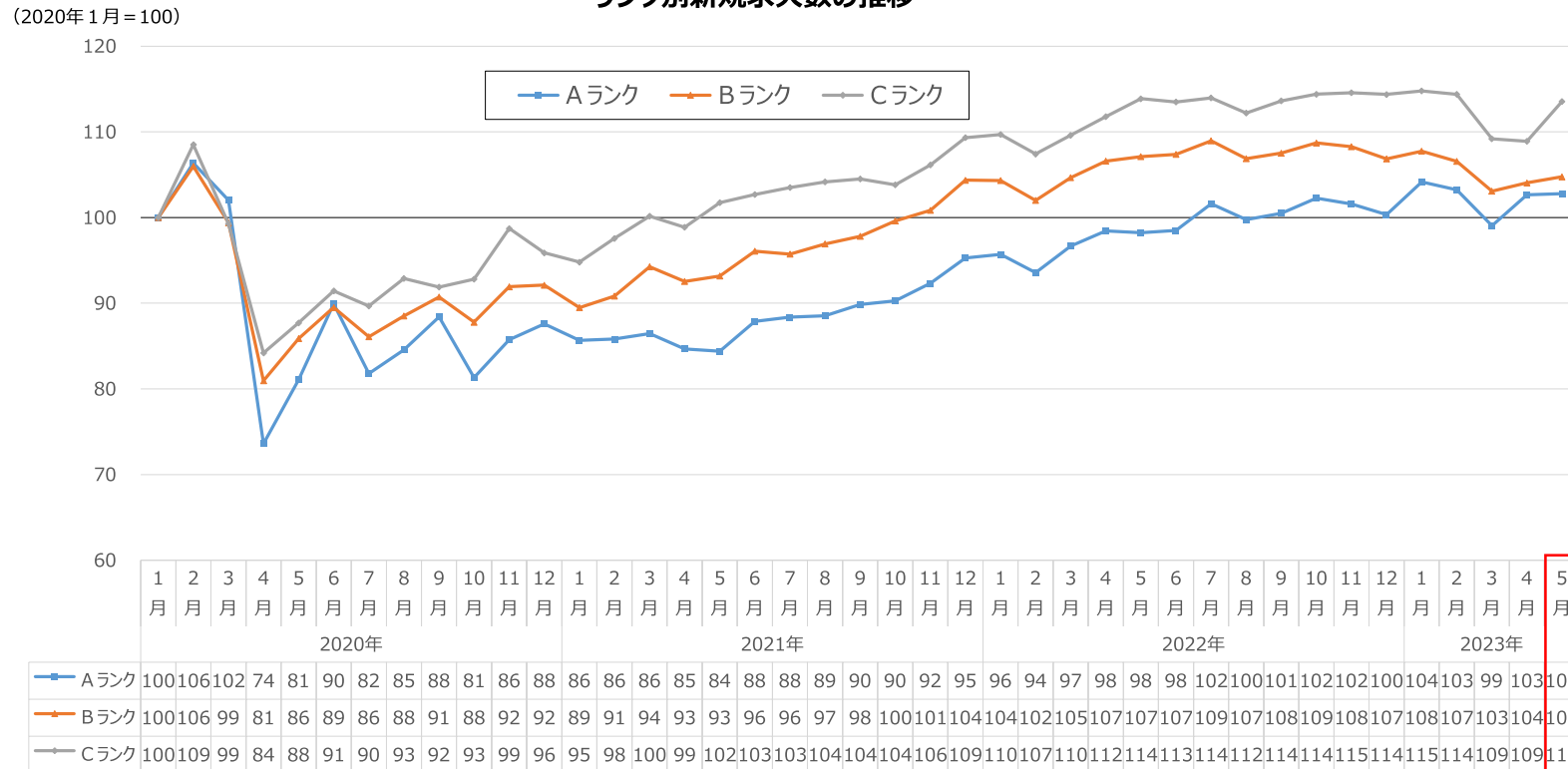
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

24

ランク別新規求人数の水準の推移

- ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、増加傾向が続いており、2023年5月には、各ランクとも2020年1月の水準に上回っている。

ランク別新規求人数の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。
(注) 1. 2020年1月の新規求人数（季節調整値）を100とした場合の各月の新規求人数（季節調整値）の水準。
2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数（季節調整値）を合算して算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

25

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 5 年 7 月 28 日

1 はじめに

令和 5 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金に対する社会的な注目度が年々高まっている中、30 年ぶりの賃上げの流れも受け従来にも増して注目されている状況について述べ、最低賃金法第 1 条にある「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的を再認識した議論を行うべきであることを主張した。

本年の春季生活闘争は、コロナ禍で落ち込んだ経済からの回復のみならず、20 年以上にわたる日本社会のデフレマインドを払拭し局面を転換する大きな意味を持った労使交渉であり、この賃上げの成果を、社会へ広く確実に波及させることで、賃上げの流れを中長期に継続する必要があると主張した。

加えて、現在の最低賃金の水準では、2,000 時間働いても年収 200 万円程度といわゆるワーキングプア水準にとどまり、国際的にみても低位であること、連合が公表している「最低限必要な賃金水準」の試算によれば、最も低い県であっても時間単価で 990 円を上回らなければ单身でも生活できないことから、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げるべきであると主張した。

さらに、2021 年度後半以降の物価上昇が働く者の生活に大きな打撃を与えていること、生活必需品等の切り詰めることができない支出項目の上昇がとりわけ最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫していること、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の政策効果により足元の表面上の消費者物価指数の数値が押し下げられていることから、この政策が終了する 10 月以降も見通して議論しなければならないということをも主張した。

また、労働市場でも募集賃金の上昇が見られるが、これは労働力人口が減少する現下の環境において、企業が存続・発展に向けて賃上げを通じた人材確保に重きを置いていることの現れであり、この点も本年度の目安の決定にあたり考慮すべきであること、人材不足が顕著な中小企業・零細事業所においてこそ、むしろ人材確保・定着の観点で最低賃金を含む賃上げが急務であることを主張した。なお、就業調整

問題については、労働組合としても税・社会保険の正しい知識の周知などを進めており、最低賃金を上げていっても就業調整が起こらないようにしていくことが重要だと主張した。

加えて、地域間格差をこれ以上放置すれば、労働力の流出により、地方・地域経済への悪影響が懸念される。雇用指標の状況なども鑑みれば、とりわけB・Cランクにおける引上げ、格差是正が実現するよう意識すべきであると主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000 円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、中小企業を取り巻く状況について、足元の物価動向は高い数値であるものの、国内企業物価指数は消費者物価指数より高い水準であることや、業況判断D Iは上昇しているものの、マイナス圏で推移するほか、先行きについては悪化を見込んでいる業種が多くなっていること、また、小規模事業者の景況感の中規模事業者と比べて回復が遅れていることを主張した。

加えて、ゼロゼロ融資の本格的な返済も始まったことなどを受けて、上半期の倒産も全業種にわたり増加し、傾向として小規模企業の倒産が多い状況にあるとの認識を示した。

また、今年の春季労使交渉では、中小企業を含め多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しているものの、労働需給のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために、業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた中小企業が一定程度存在していることを考慮すべきであると訴えた。

加えて、最低賃金の大幅な引上げとなれば、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティーネットでもある地方の中小企業を中心に、経営上の負担感の増大やコスト増に耐えかねた廃業・倒産が増加するとの懸念があると述べた。

また、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることで、特に年末の繁忙期等において人手不足に拍車がかかっているだけでなく、近年の最低賃金額の大幅な引上げが、労働者の実質的な所得向上につながっていない事例も生じていると指摘した。

さらに、地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法であることから、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠であり、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を担わせない配慮が必要であると主張した。

今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解しており、加えて、今年度は、目安のランク区分が4から3に変更されて初めての目安審議であり、地域間格差の是正の観点も踏まえた検討が求められていることも認識していると述べた。

また、中小企業の「賃金支払能力」を高め、足元の賃上げの流れを「自発的かつ持続的な賃上げ」につなげていくことが重要であり、価格転嫁と生産性向上の取組みを粘り強く推進していくことが不可欠であると主張した。

以上を踏まえ、今年度の目安審議においても、3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」の、とりわけ「第4表」の賃金上昇率の結果を最も重視するとの認識を示した。その上で、企業物価の動向、従業員への人件費の原資を含めたマークアップを確保するための価格転嫁の遅れなど、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続・存続と従業員の雇用維持の観点から、様々なデータに基づいて審議を尽くし、全国の企業経営者に対して納得感のある目安を示す責務があることを強調するとともに、「10月1日発効」を前提とした審議スケジュールに必要以上にとらわれることなく、慎重の上にも慎重な議論を重ねていきたいと主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」に留意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性に

については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

（以下、別紙1と同じ）

労働経済等関係指標

令和 5 年 8 月

富山労働局労働基準部賃金室

目 次

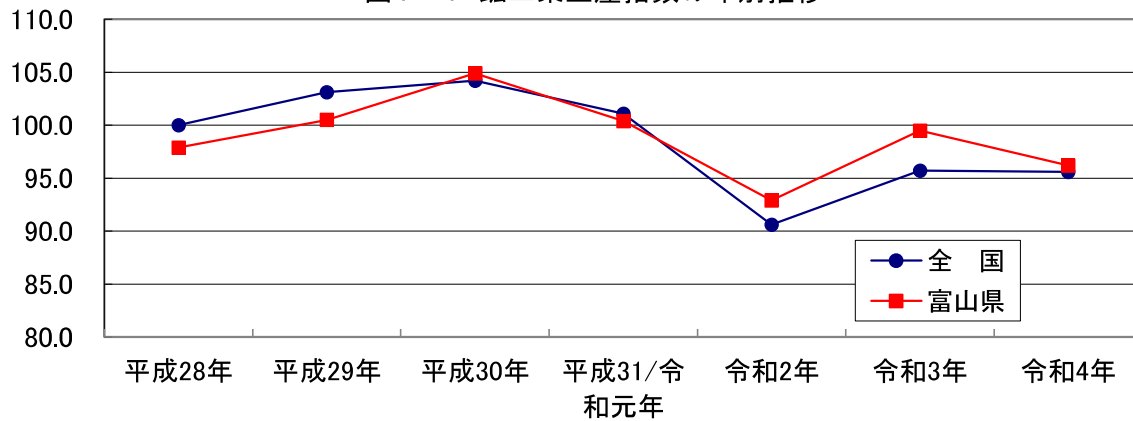
1	生 産	
(1)	鉱工業生産	1
(2)	主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2	国内需要	
(1)	百貨店等販売額	3
(2)	新車新規登録台数	4
(3)	住宅建設	5
(4)	投資関連（全国）	6
3	物価・生計費	
(1)	物 価	7
(2)	勤労者世帯の消費支出	8
(3)	標準生計費	9
(4)	生活保護基準額	10
4	貿易等	
(1)	貿易（全国）	11
(2)	為替相場	12
5	雇 用	
(1)	常用雇用指数	13
(2)	総実労働時間	14
(3)	所定外労働時間数（製造業）	15
(4)	完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5)	有効求人倍率	17
(6)	求人・求職状況（富山県）	18
(7)	企業の人員整理状況（富山県）	18
6	賃 金	
(1)	きまって支給する給与額	19
(2)	短時間女性労働者の1時間当たり賃金額	20
(3)	高校卒初任給（富山県）	20
7	企業倒産	21

1 生 産

(1) 鉱工業生産

全国、富山県とも、令和4年は前年と比してわずかに減少傾向であったが、令和5年に入り上昇傾向に転じている。

図1-1 鉱工業生産指数の年別推移

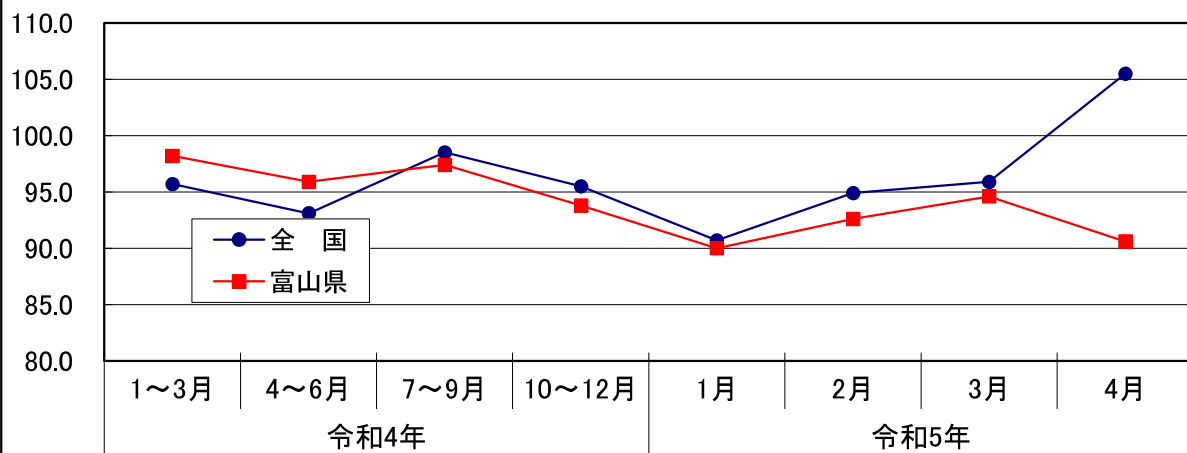


(平成27年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	100.0	103.1	104.2	101.1	90.6	95.7	95.6
富 山 県	97.9	100.5	104.9	100.4	92.9	99.5	96.2

図1-2 鉱工業生産指数の四半期・月別推移



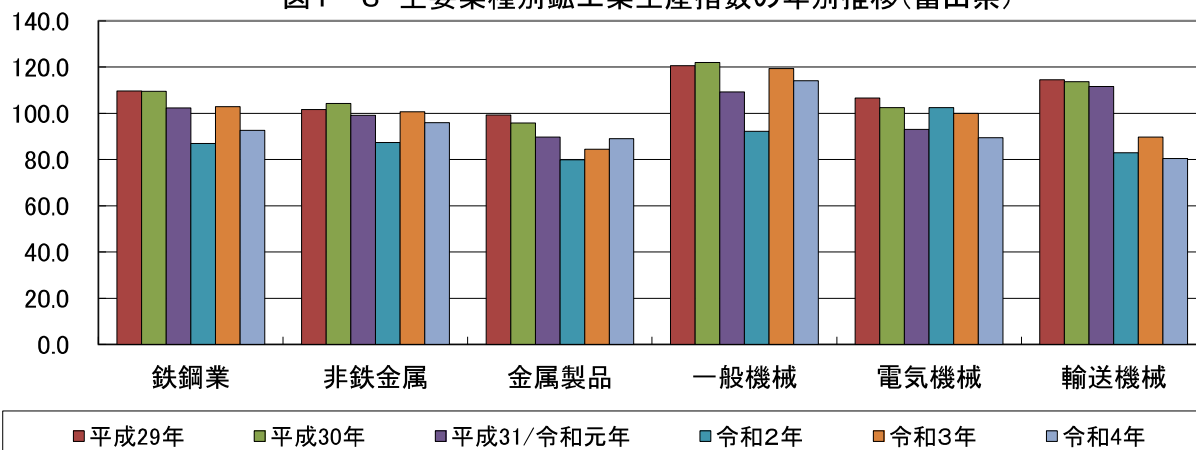
(平成27年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の月別推移

	令和4年				令和5年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	95.7	93.1	98.5	95.5	90.7	94.9	95.9	105.5
富 山 県	98.2	95.9	97.4	93.8	90.0	92.6	94.6	90.6

(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）

図1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

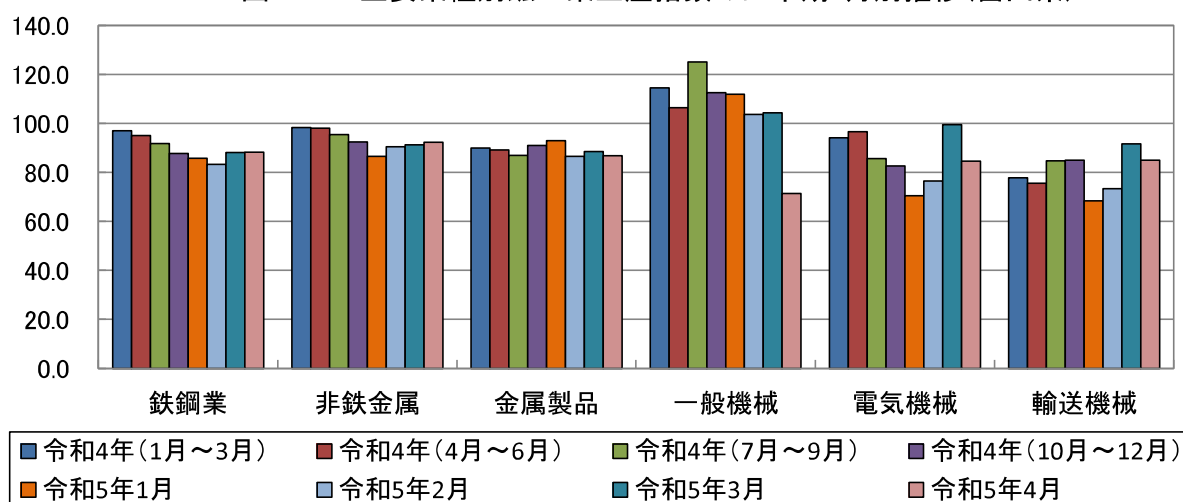


(平成27年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
平成29年	109.7	101.6	99.3	120.6	106.6	114.5
平成30年	109.5	104.3	95.8	122.0	102.4	113.7
平成31/令和元年	102.3	99.2	89.7	109.2	93.1	111.6
令和2年	86.9	87.4	79.9	92.2	102.5	83.0
令和3年	102.9	100.7	84.5	119.4	100.0	89.7
令和4年	92.6	95.9	89.1	114.1	89.4	80.5

図1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)



(平成27年=100)

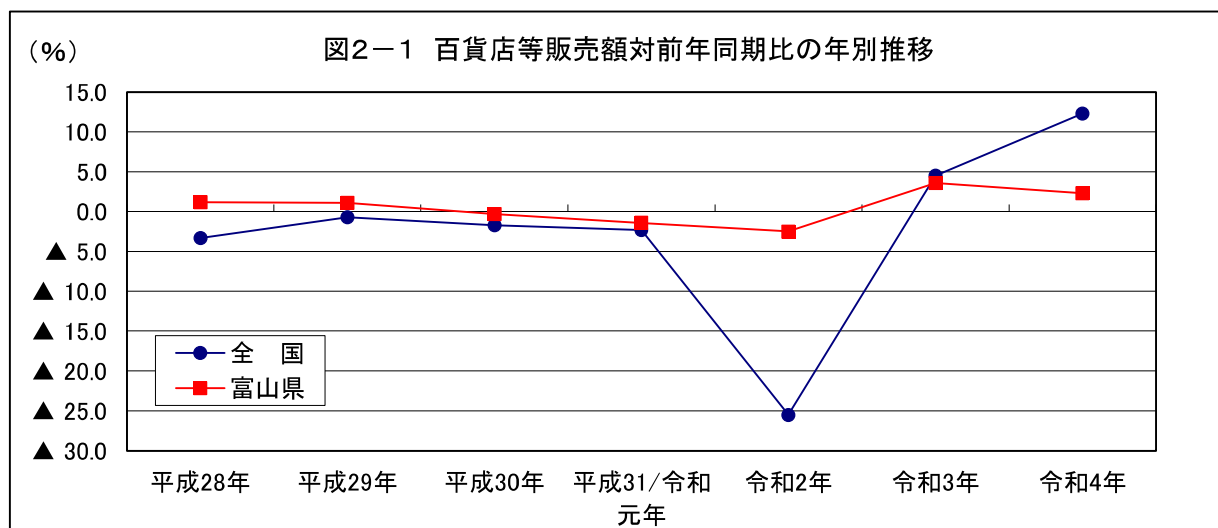
表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和4年(1月~3月)	97.0	98.3	89.9	114.4	94.1	77.7
令和4年(4月~6月)	95.0	98.0	89.1	106.4	96.6	75.5
令和4年(7月~9月)	91.7	95.4	86.9	125.1	85.6	84.7
令和4年(10月~12月)	87.7	92.4	90.9	112.5	82.6	84.9
令和5年1月	85.7	86.5	92.9	111.8	70.5	68.3
令和5年2月	83.2	90.4	86.5	103.6	76.4	73.3
令和5年3月	88.1	91.2	88.5	104.3	99.5	91.6
令和5年4月	88.2	92.2	86.8	71.4	84.5	84.9

2 国内需要

(1) 百貨店等販売額

全国（百貨店）、富山県（百貨店+スーパー）いずれも、令和2年を底として回復傾向に転じ、令和5年に入っても前年同期比でプラスが続いている。

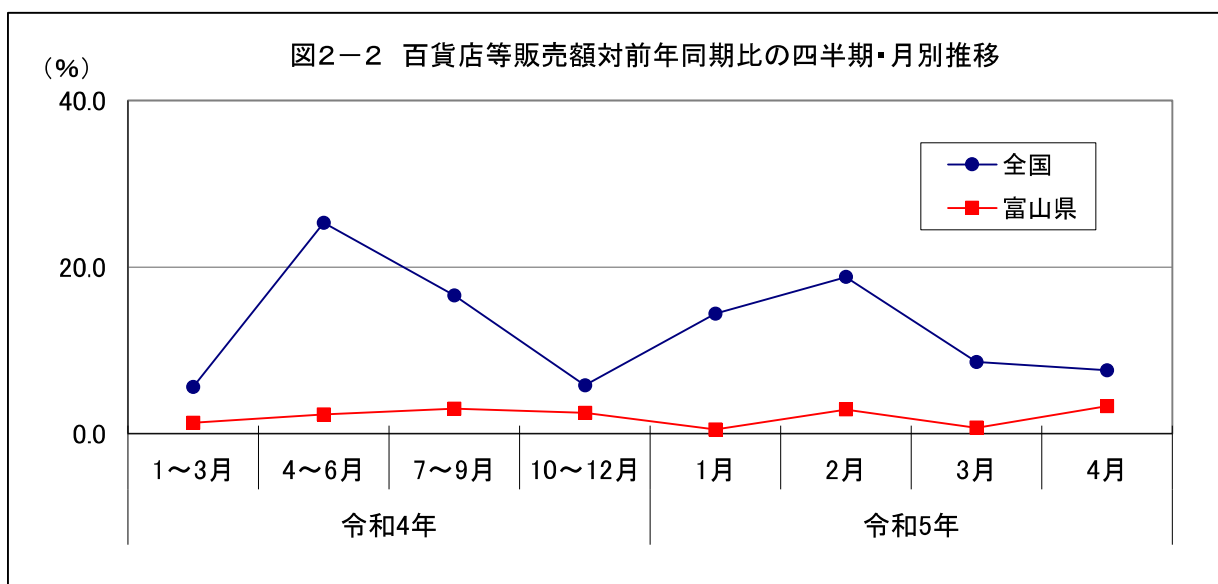


富山県は百貨店+スーパー販売額

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移

(%)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	▲ 3.3	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5	12.3
富 山 県	1.2	1.1	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6	2.3



富山県は百貨店+スーパー販売額

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移

(%)

	令和4年				令和5年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	5.6	25.3	16.6	5.8	14.4	18.8	8.6	7.6
富 山 県	1.3	2.3	3.0	2.5	0.5	2.9	0.7	3.3

(2) 新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む。）の新規登録台数は、全国、富山県とも同様の傾向を示しており、令和4年までは減少傾向であったが令和5年より前年同期比が大きな増加傾向を示している。

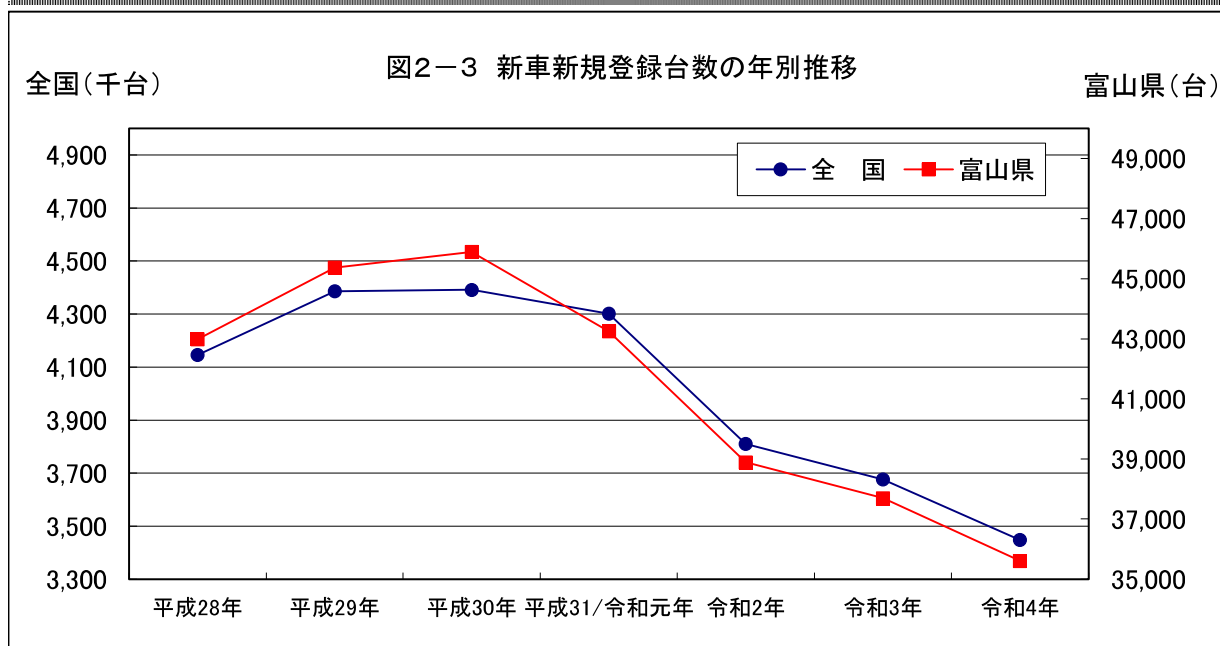


表2-3 新車新規登録台数の年別推移 (全国:千台、富山県:台)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	4,146	4,386	4,391	4,301	3,810	3,676	3,448
富 山 県	42,986	45,371	45,887	43,248	38,884	37,698	35,610

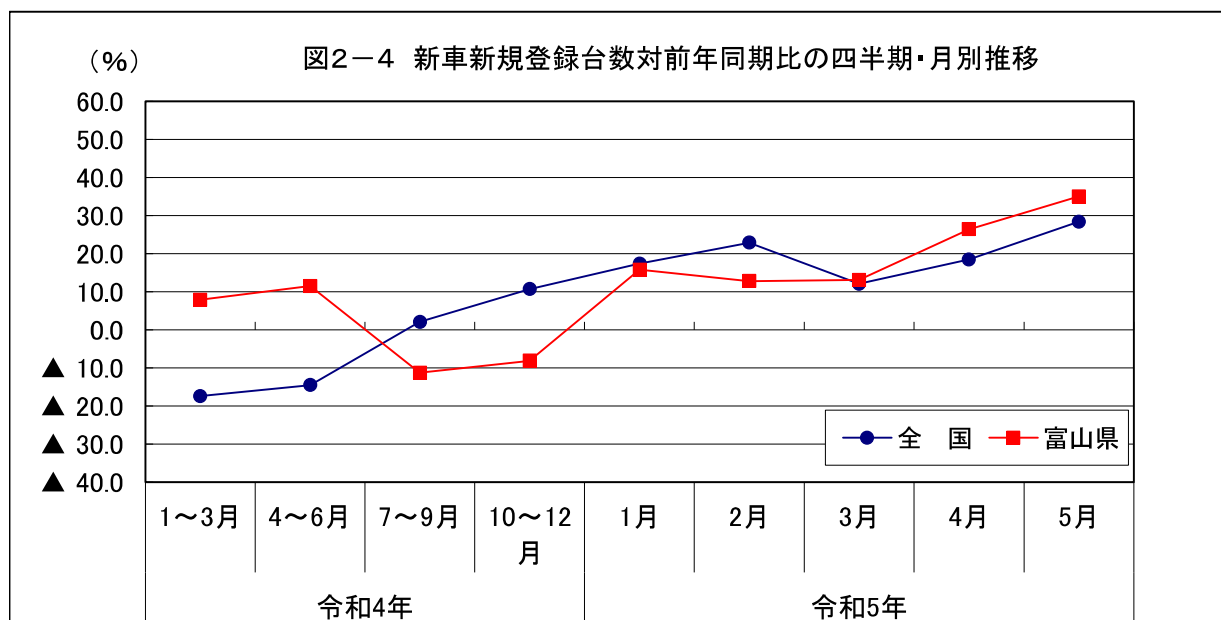


表2-4 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和4年				令和5年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	▲ 17.4	▲ 14.5	2.1	10.7	17.4	22.9	12.1	18.5	28.4
富 山 県	7.9	11.5	▲ 11.3	▲ 8.1	15.8	12.8	13.1	26.4	35.0

(3) 住宅建設

全国、富山県とも、平成29年以降減少傾向が続いていたが、令和3年に回復に転じた。令和5年に入ってから前年同期比でマイナスが続いている。

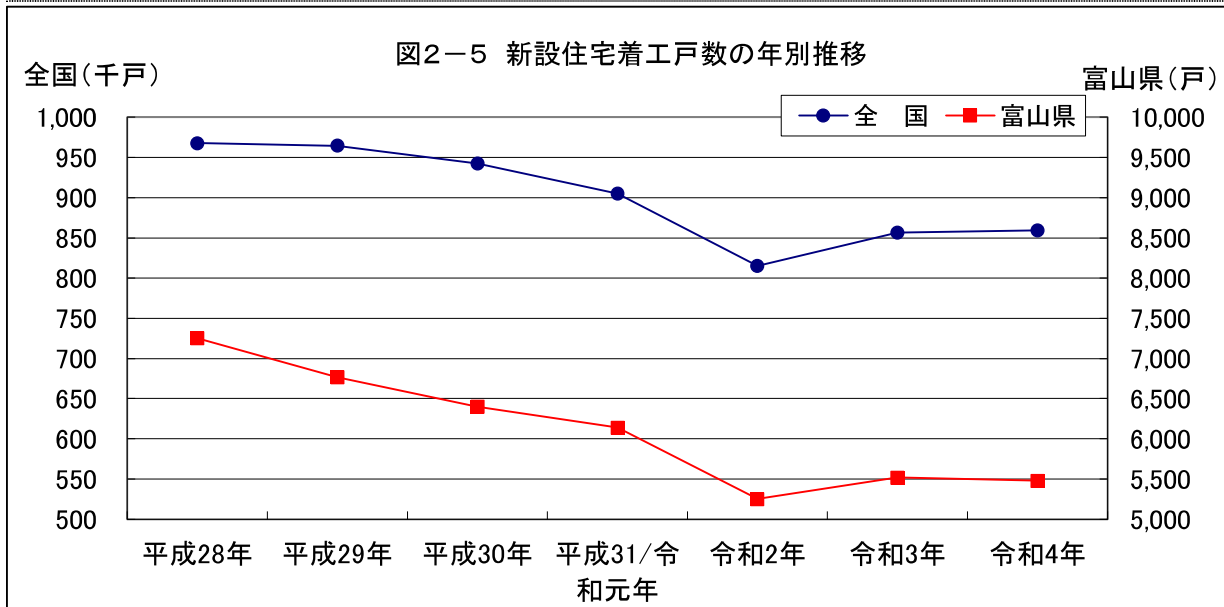


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	967.7	964.6	942.4	905.1	815.3	856.5	859.3
富 山 県	7,252	6,768	6,402	6,139	5,253	5,518	5,478

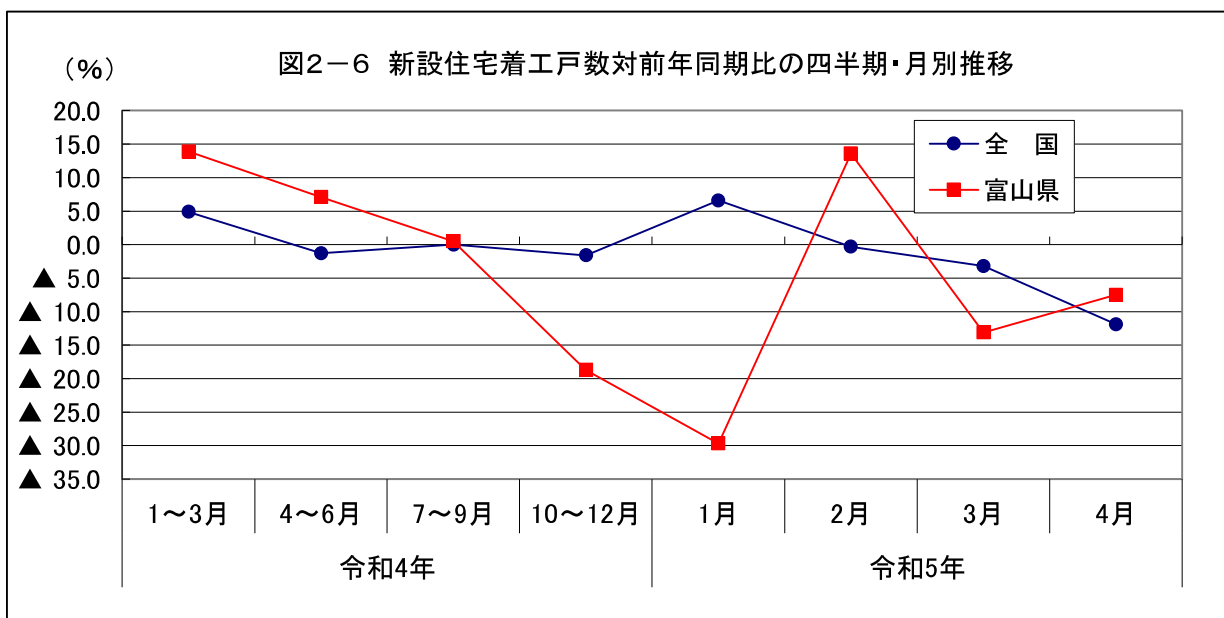


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和4年				令和5年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	4.9	▲1.3	0.0	▲1.6	6.6	▲0.3	▲3.2	▲11.9
富 山 県	13.9	7.1	0.5	▲18.7	▲29.7	13.6	▲13.1	▲7.5

(4) 投資関連（全国）

船舶・電力を除く民需用機械受注額及び建設工事受注総額（50社）は、横ばいで推移していたが、令和2年を底に増加傾向に転じている。

（億円）

図2-7 投資関連の年別推移

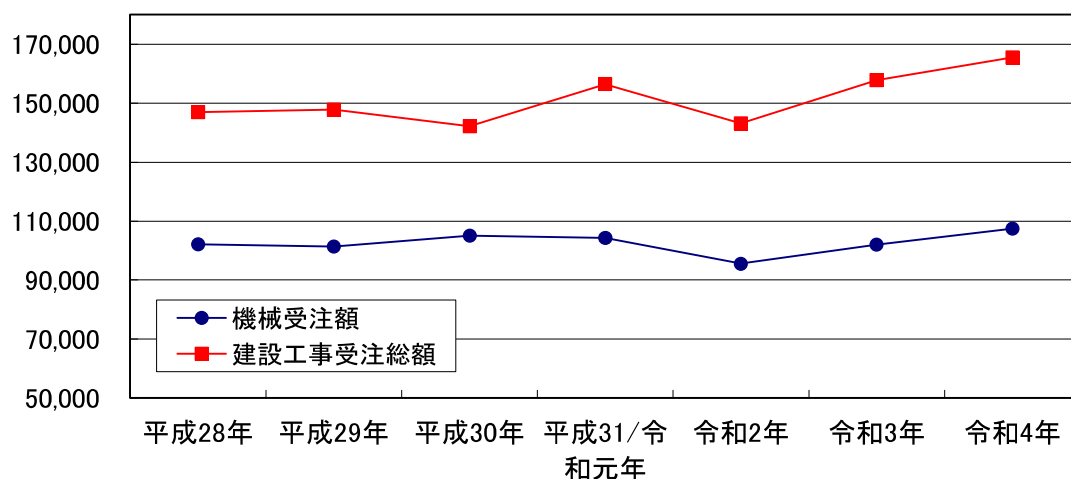


表2-7 投資関連の年別推移

（億円）

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
機械受注額	102,146	101,431	105,091	104,323	95,570	102,086	107,418
建設工事受注総額	146,991	147,827	142,169	156,468	143,170	157,839	165,482

（％）

図2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移

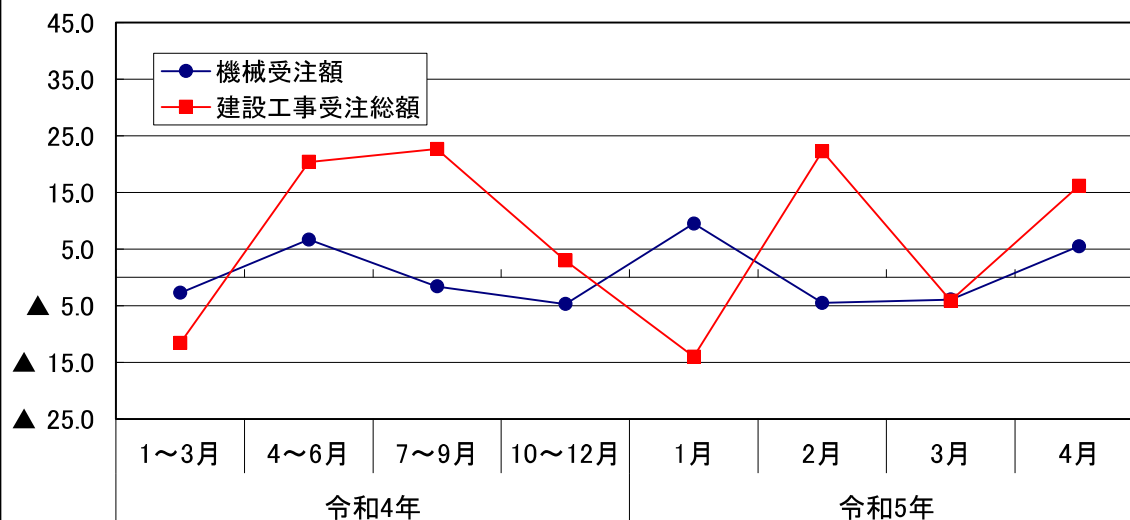


表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移

（％）

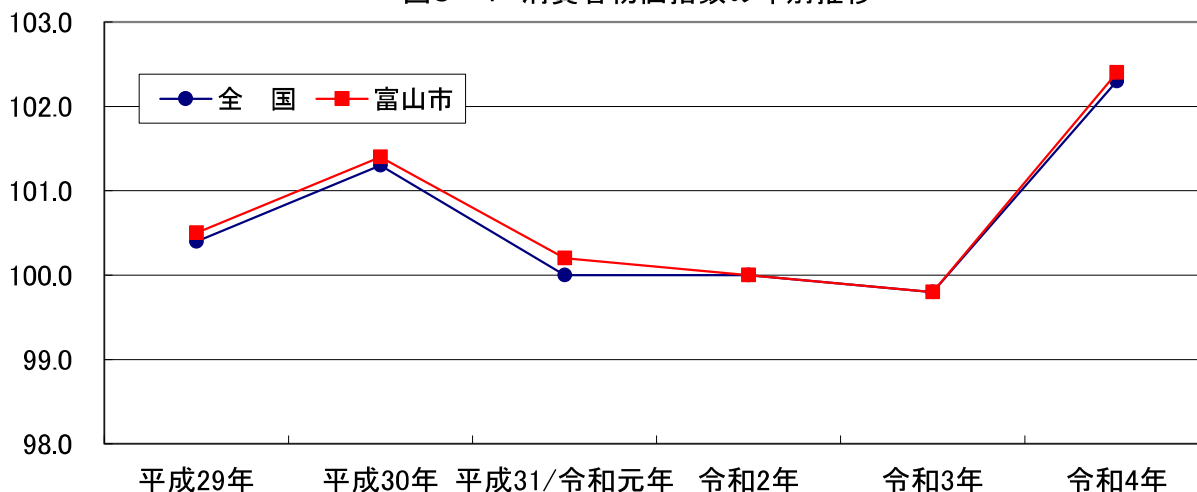
	令和4年				令和5年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月
機械受注額	▲ 2.7	6.7	▲ 1.6	▲ 4.7	9.5	▲ 4.5	▲ 3.9	5.5
建設工事受注総額	▲ 11.6	20.4	22.7	3.0	▲ 14.0	22.3	▲ 4.1	16.2

3 物価・生計費

(1) 物 価

消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じ、令和5年に入ってもおおむね右肩上がりで上昇傾向が続いている。

図3-1 消費者物価指数の年別推移



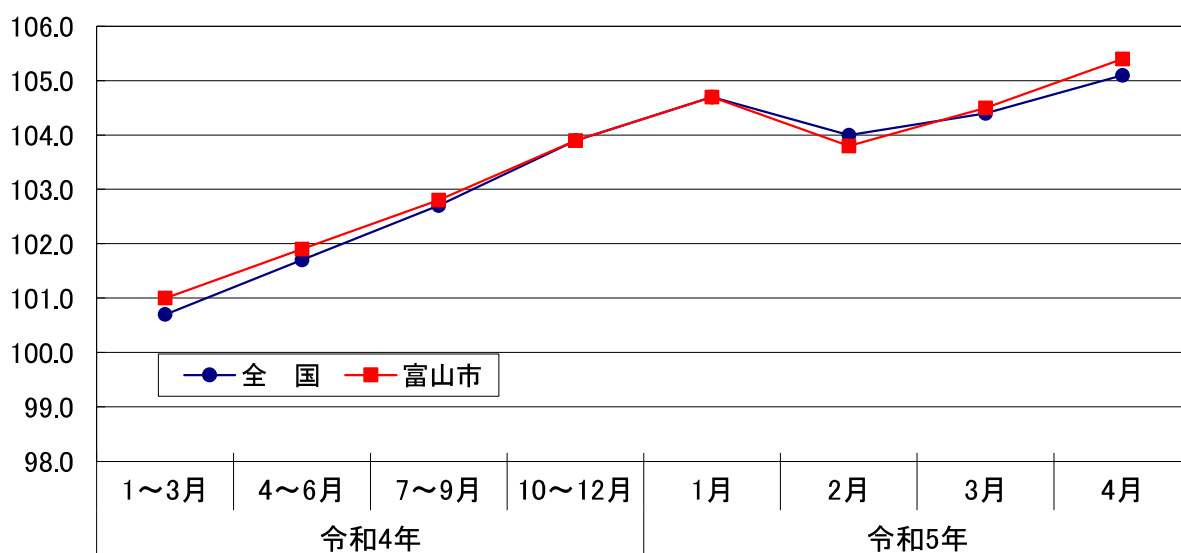
(平成27年=100)

(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	100.4	101.3	100.0	100.0	99.8	102.3
富 山 市	100.5	101.4	100.2	100.0	99.8	102.4

図3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和4年				令和5年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	100.7	101.7	102.7	103.9	104.7	104.0	104.4	105.1
富 山 市	101.0	101.9	102.8	103.9	104.7	103.8	104.5	105.4

(2) 勤労者世帯の消費支出

図3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移

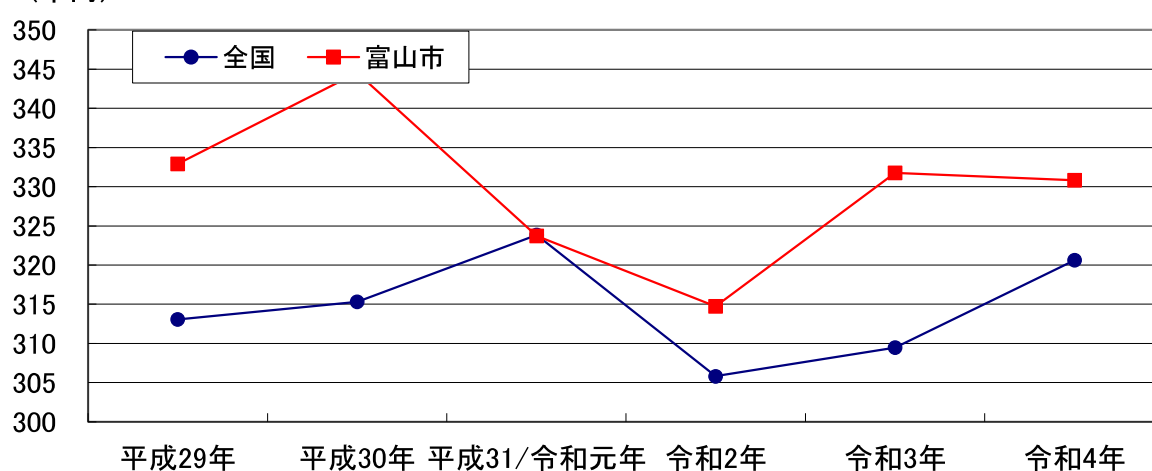


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	313,057	315,314	323,853	305,811	309,469	320,627
富 山 市	332,906	344,535	323,725	314,739	331,768	330,808

図3-4 勤労者世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移

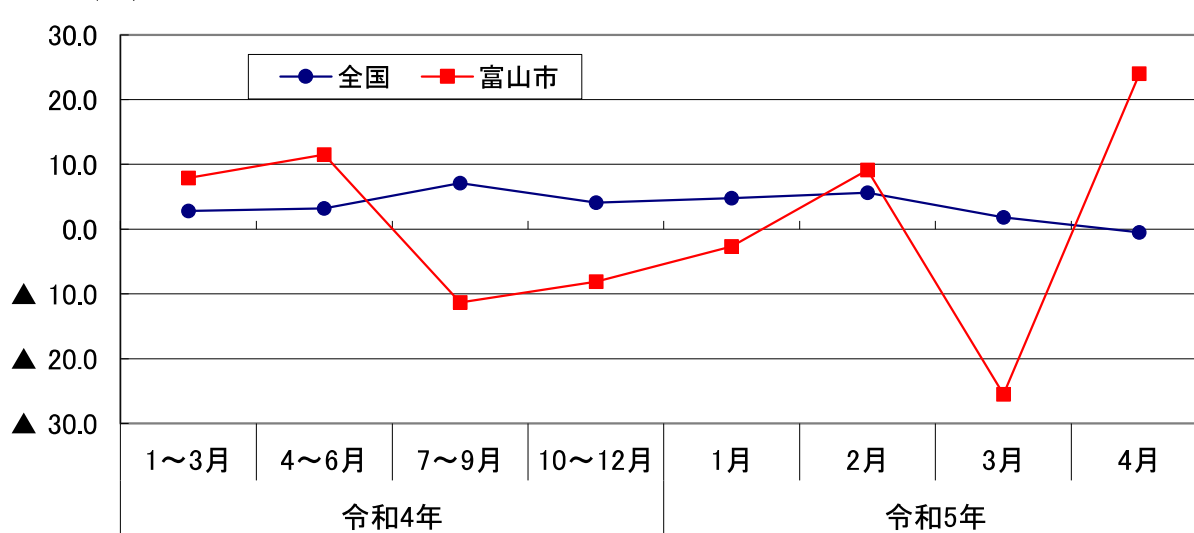


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の推移(名目) (%)

	令和4年				令和5年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
全 国	2.8	3.2	7.1	4.1	4.8	5.6	1.8	▲ 0.5
富 山 市	7.9	11.5	▲ 11.3	▲ 8.1	▲ 2.7	9.1	▲ 25.5	24.0

(3) 標準生計費

図3-5 標準生計費の推移

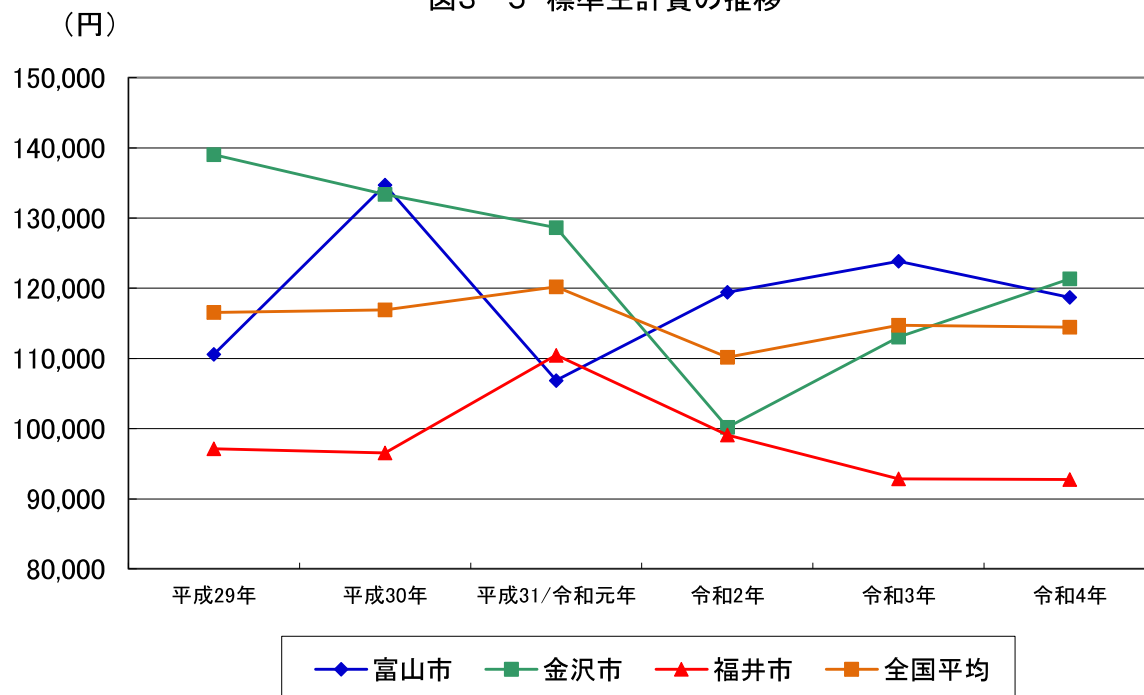


表3-5 標準生計費の推移

(円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
富山市	110,580	134,714	106,865	119,411	123,865	118,678
金沢市	139,020	133,400	128,650	100,180	113,040	121,330
福井市	97,130	96,530	110,470	99,090	92,830	92,740
全国平均	116,560	116,930	120,190	110,160	114,720	114,480

<参考>標準生計費(富山市)の費目別内訳

	令和2年		令和3年		令和4年	
		増減		増減		増減
食料費	24,818	-2,629	31,017	6,199	32,002	985
住宅関係費	60,790	17,964	41,408	-19,382	50,562	9,154
被服・履物費	1,016	-1,357	4,969	3,953	4,916	-53
雑費Ⅰ	23,781	-1,780	21,101	-2,680	18,368	-2,733
雑費Ⅱ	9,006	348	25,370	16,364	12,830	-12,540
合計	119,411	12,546	123,865	4,454	118,678	-5,187

(費目)

食料費

住宅関係費

被服・履物費

雑費Ⅰ

雑費Ⅱ

(家計調査等における大分類項目)

:食料

:住居、光熱・水道、家具・家事用品

:被服及び履物

:保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

:その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(4) 生活保護基準額

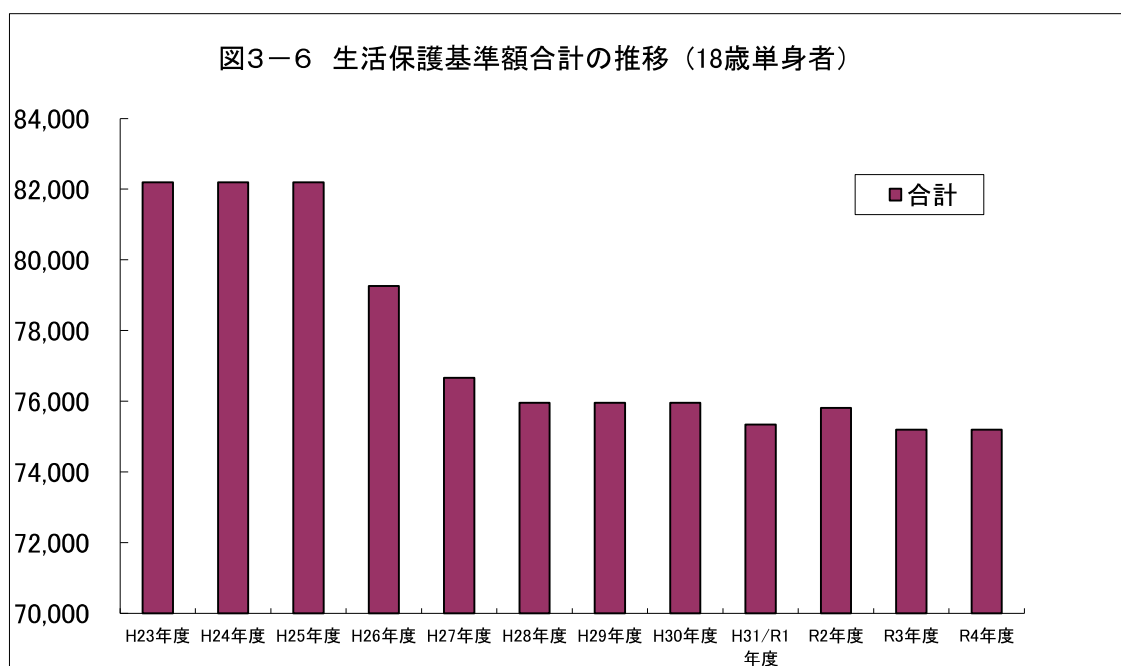


表3-6 生活保護基準額（2級地-1）（注1）（円）

区分	年度	生活扶助基準額		注3、注4	冬季加算額 (注2)	合計
			第1類	第2類		
18歳単身者	H23年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H24年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H25年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	—	3,730	75,810
	R3年度	71,460	—	—	3,730	75,190
	R4年度	71,460	—	—	3,730	75,190
3人世帯 （男33歳（稼動） 女29歳（非稼動） 子4歳）	H23年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H24年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H25年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	—	6,015	143,095
	R3年度	137,170	—	—	6,015	143,185
	R4年度	137,170	—	—	6,015	143,185

注1) 「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分（H27年度までは11月～3月）であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。

5 貿易等

(1) 貿易（全国）

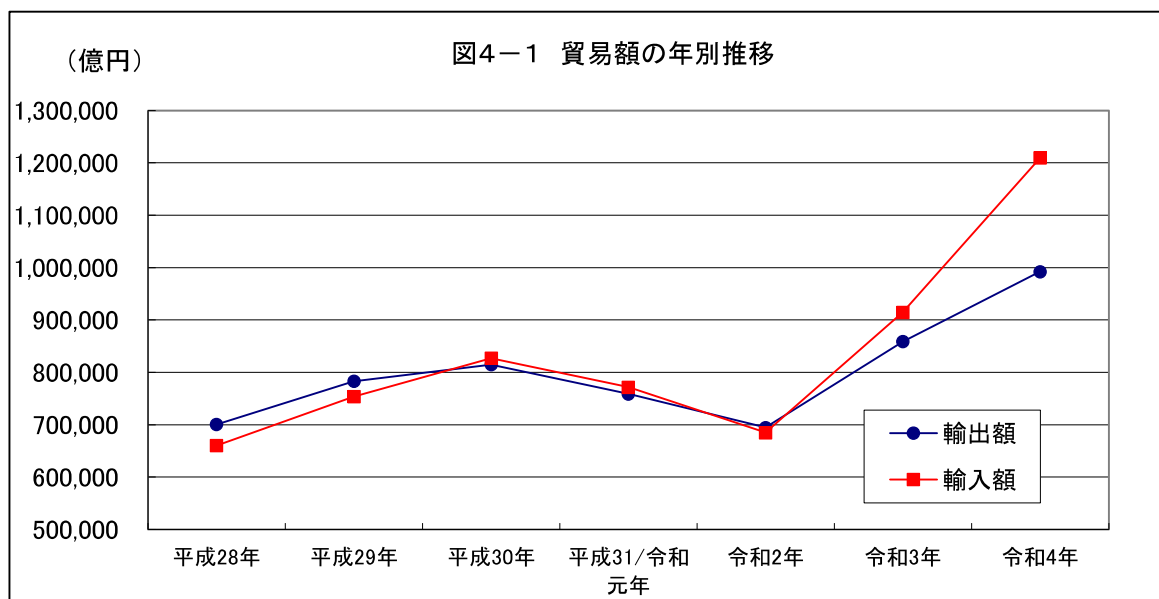
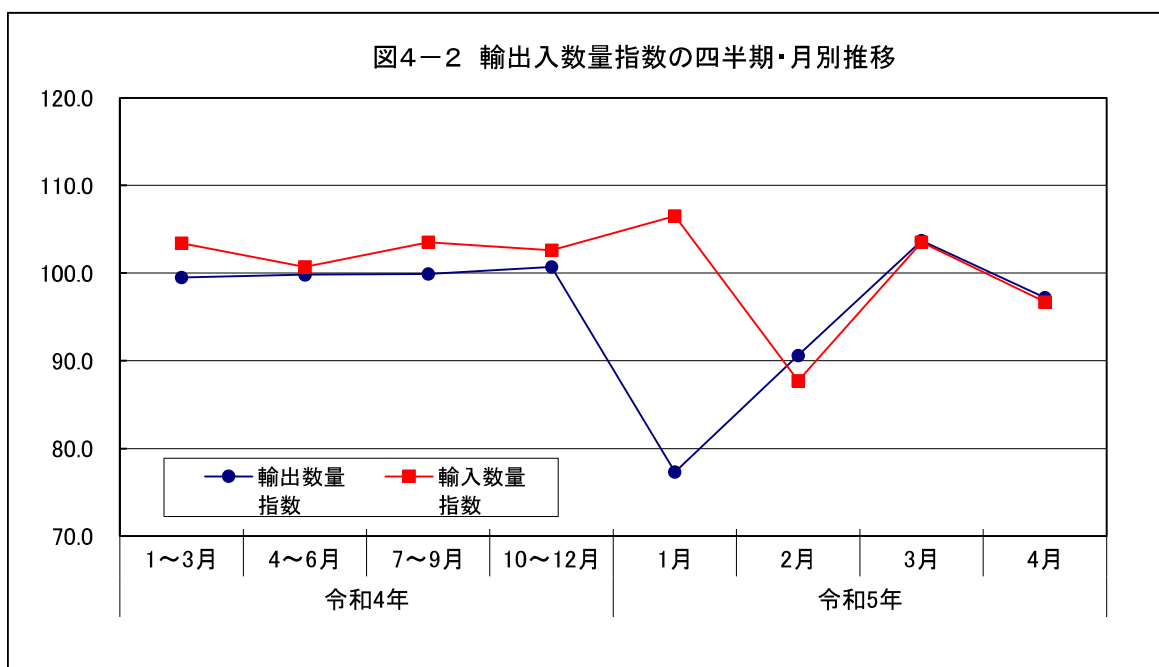


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移 (億円)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
輸 出 額	700,391	782,865	814,788	758,788	694,854	858,737	992,265
輸 入 額	660,420	753,792	827,033	771,724	684,868	914,603	1,209,550



(平成27年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和4年				令和5年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月
輸 出 数 量 指 数	99.5	99.8	99.9	100.7	77.3	90.6	103.7	97.2
輸 入 数 量 指 数	103.4	100.7	103.5	102.6	106.5	87.7	103.5	96.7

(2) 為替相場

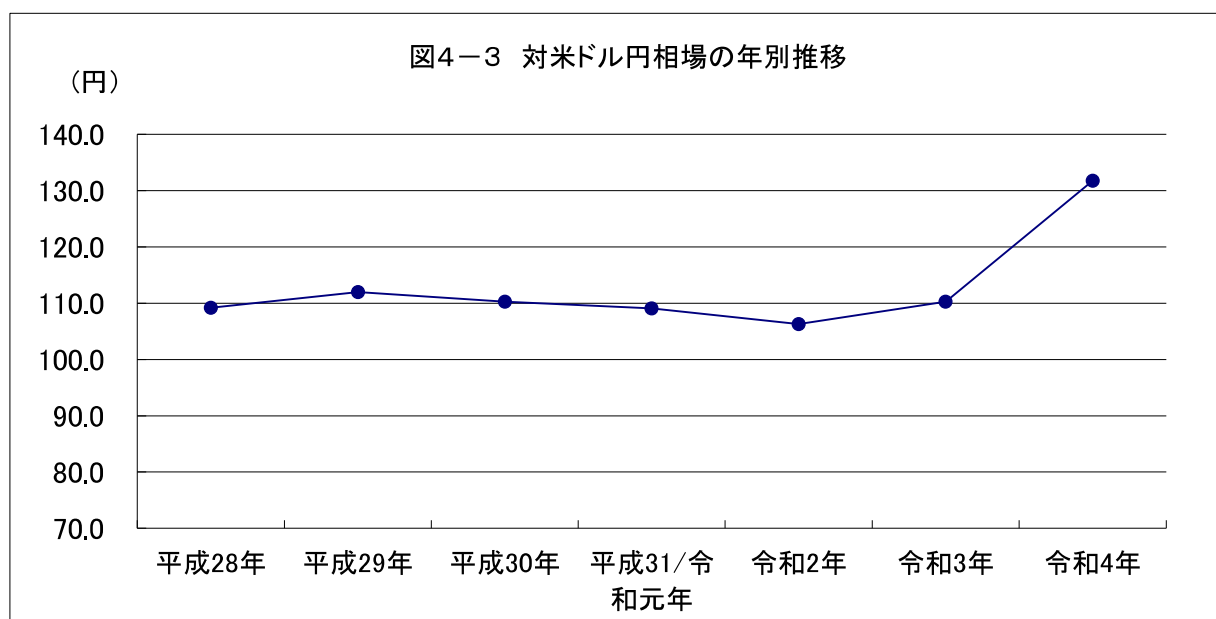


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
円相場	109.2	112.0	110.3	109.1	106.3	110.3	131.8

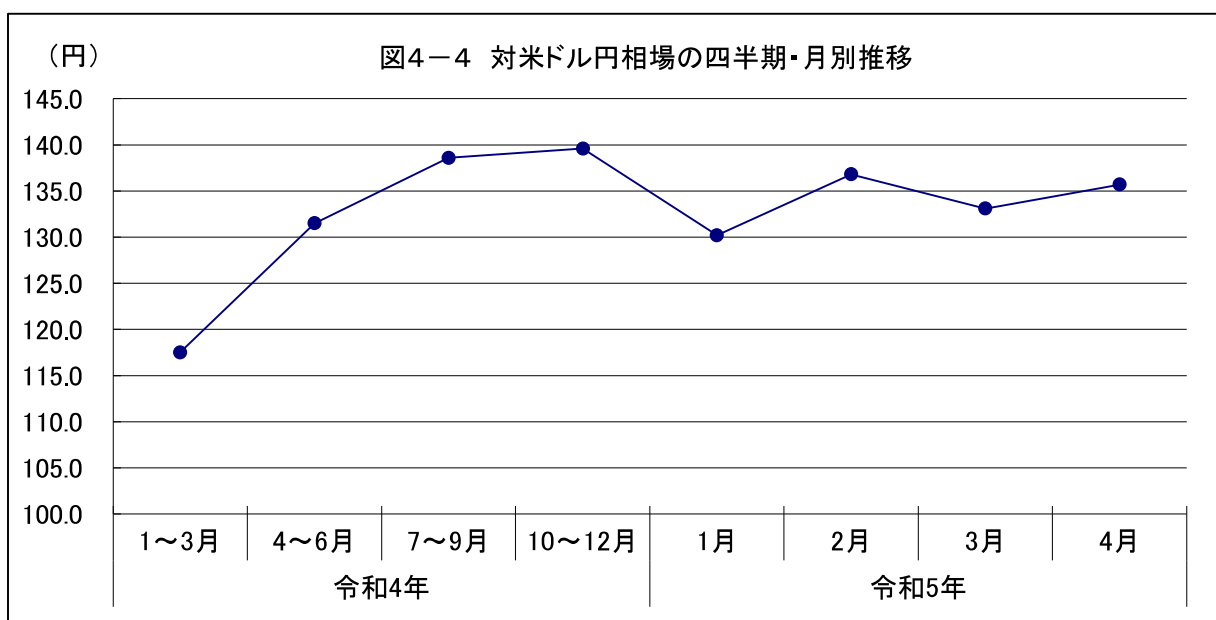


表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

	令和4年				令和5年			
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月
円相場	117.5	131.5	138.6	139.6	130.2	136.8	133.1	135.7

5 雇 用

(1) 常用雇用指数

微増微減を繰り返していたが、令和4年に全国・富山県いずれも下降傾向となる。

図5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

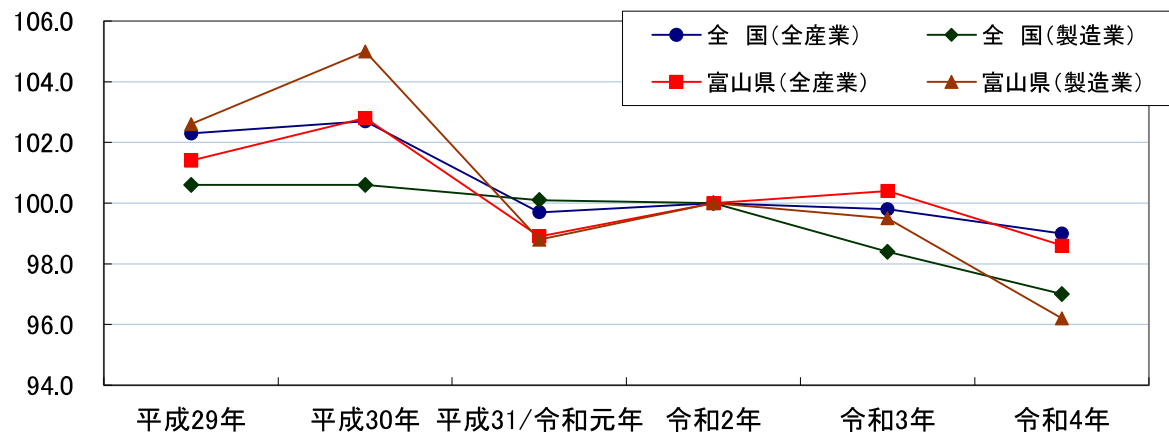


表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

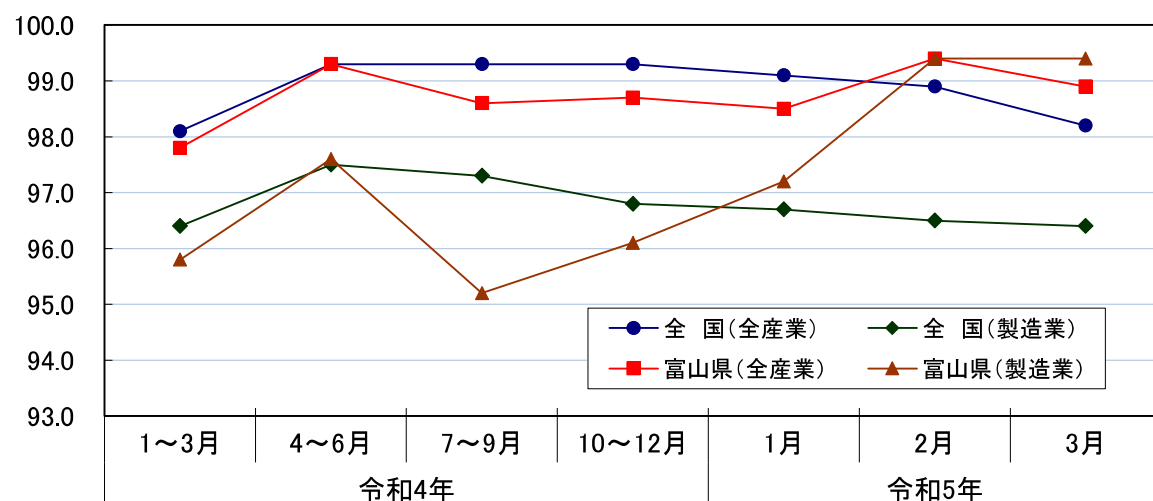
(平成27年=100)

(令和2年=100)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国(全産業)	102.3	102.7	99.7	100.0	99.8	99.0
全 国(製造業)	100.6	100.6	100.1	100.0	98.4	97.0
富山県(全産業)	101.4	102.8	98.9	100.0	100.4	98.6
富山県(製造業)	102.6	105.0	98.8	100.0	99.5	96.2

※状況雇用指数は再集計値。

図5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)



(令和2年=100)

表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

	令和4年				令和5年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月
全 国(全産業)	98.1	99.3	99.3	99.3	99.1	98.9	98.2
全 国(製造業)	96.4	97.5	97.3	96.8	96.7	96.5	96.4
富山県(全産業)	97.8	99.3	98.6	98.7	98.5	99.4	98.9
富山県(製造業)	95.8	97.6	95.2	96.1	97.2	99.4	99.4

(2) 総実労働時間

全国、富山県とも減少傾向にあったが、令和3年には増加に転じた。
富山県は、従前より全国よりも総労働時間が長い状況にある。

(時間) 図5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上)

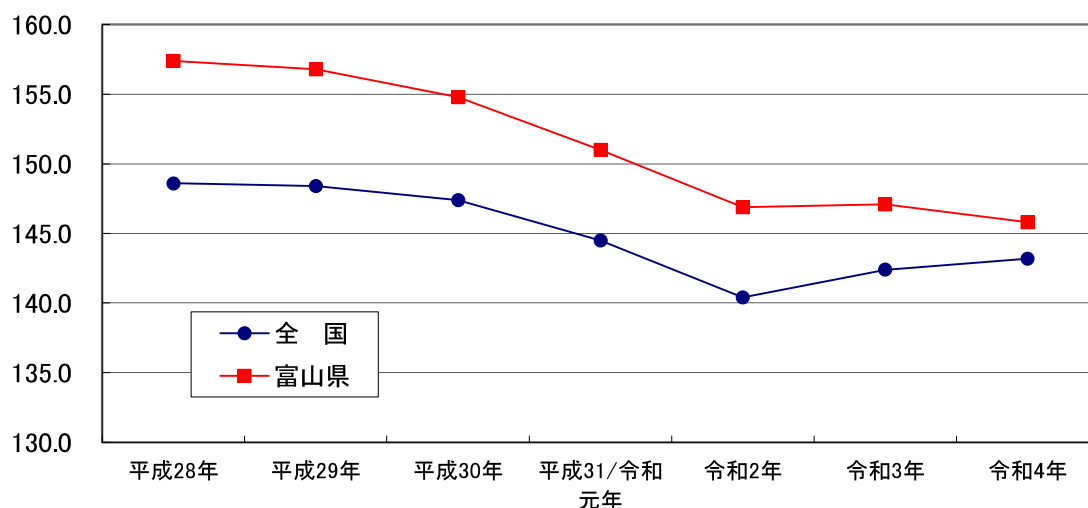


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	148.6	148.4	147.4	144.5	140.4	142.4	143.2
富 山 県	157.4	156.8	154.8	151.0	146.9	147.1	145.8

(時間) 図5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間(富山県, 30人以上)

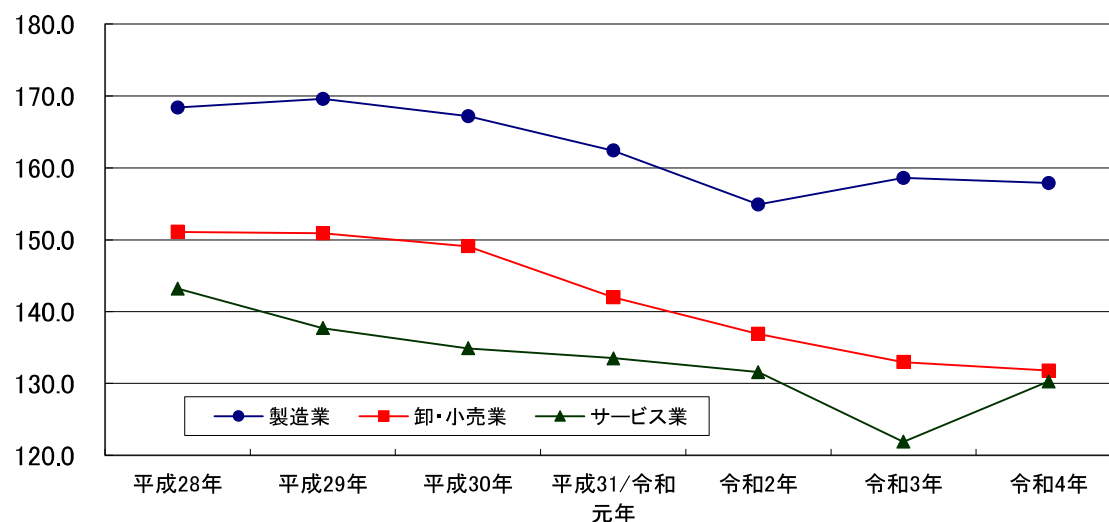


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	168.4	169.6	167.2	162.4	154.9	158.6	157.9
卸・小売業	151.1	150.9	149.1	142.0	136.9	133.0	131.8
サービス業	143.2	137.7	134.9	133.5	131.6	121.9	130.3

* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

(3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、令和2年に大きく減少したが、令和3年には上昇傾向に転じている。

(時間) 図5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上)

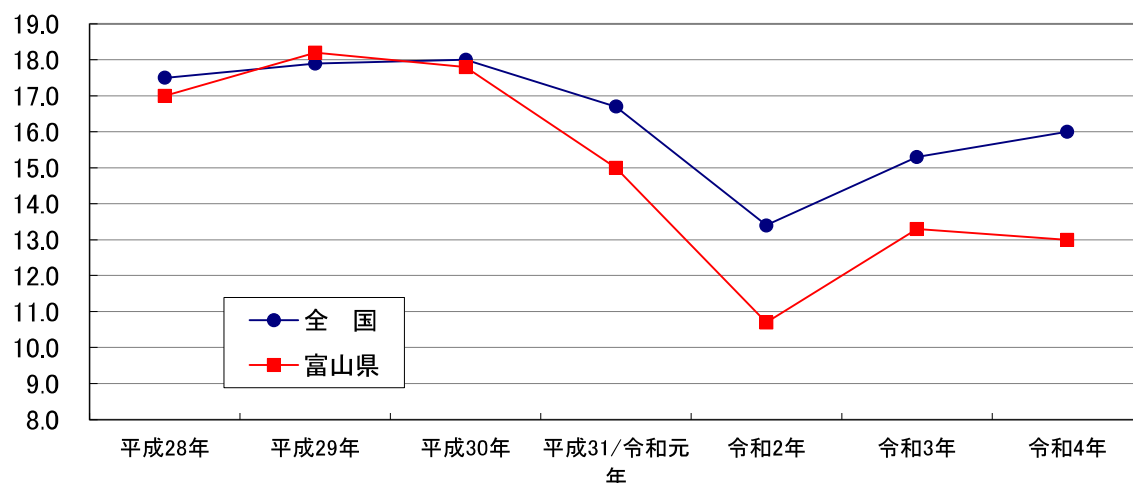
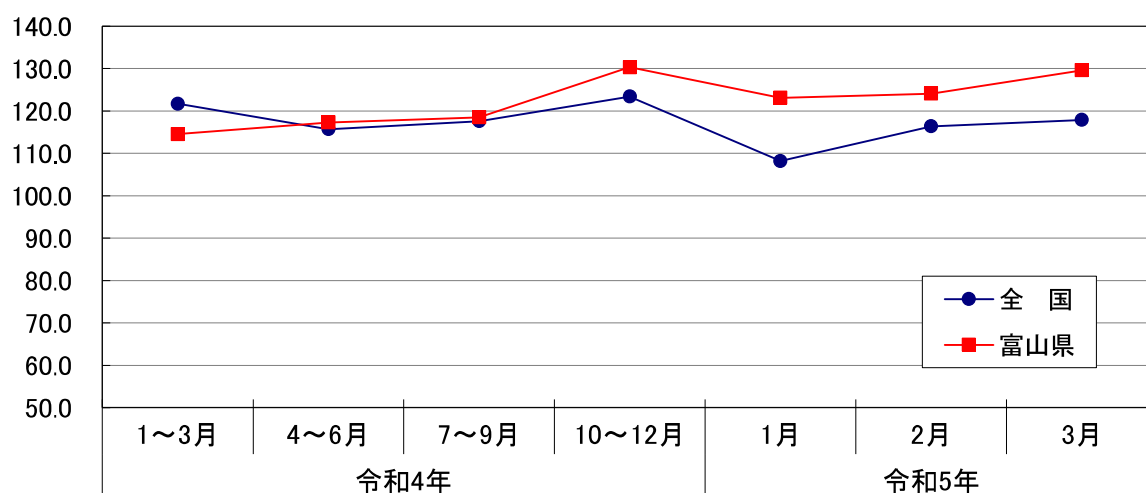


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	17.5	17.9	18.0	16.7	13.4	15.3	16.0
富 山 県	17.0	18.2	17.8	15.0	10.7	13.3	13.0

図5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和4年				令和5年		
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月
全 国	121.7	115.7	117.6	123.4	108.2	116.4	117.9
富 山 県	114.5	117.3	118.5	130.3	123.1	124.1	129.6

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

完全失業者数、完全失業率いずれも令和4年はわずかながら減少傾向となっている。

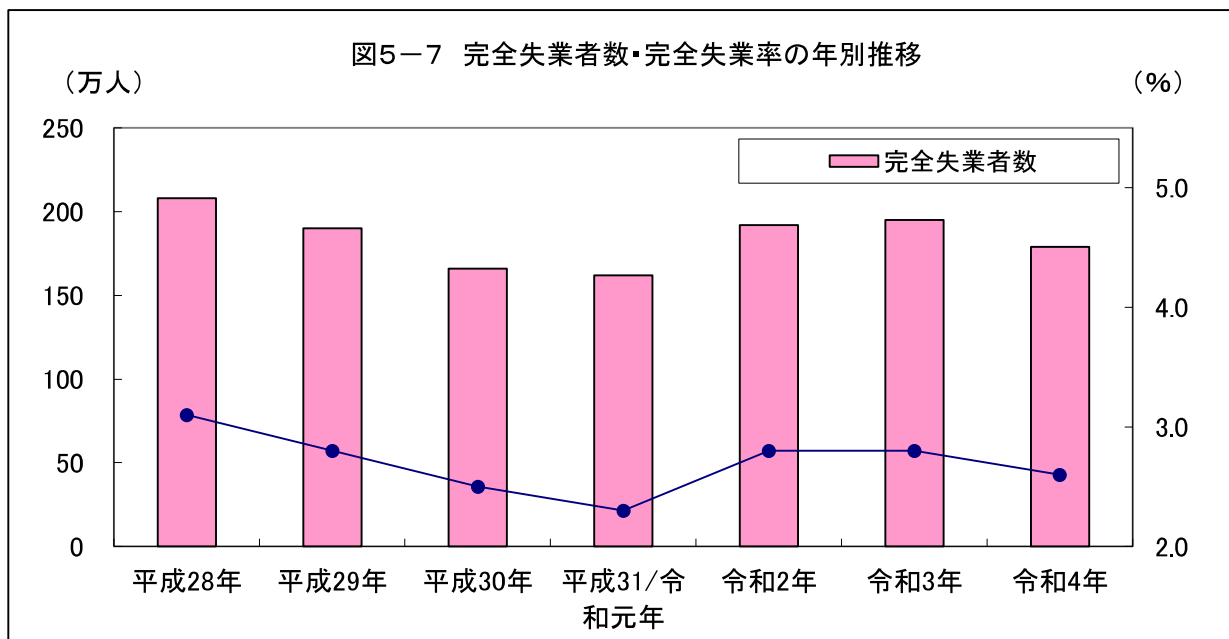


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, ％)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
完全失業者数	208	190	166	162	192	195	179
完全失業率	3.1	2.8	2.5	2.3	2.8	2.8	2.6

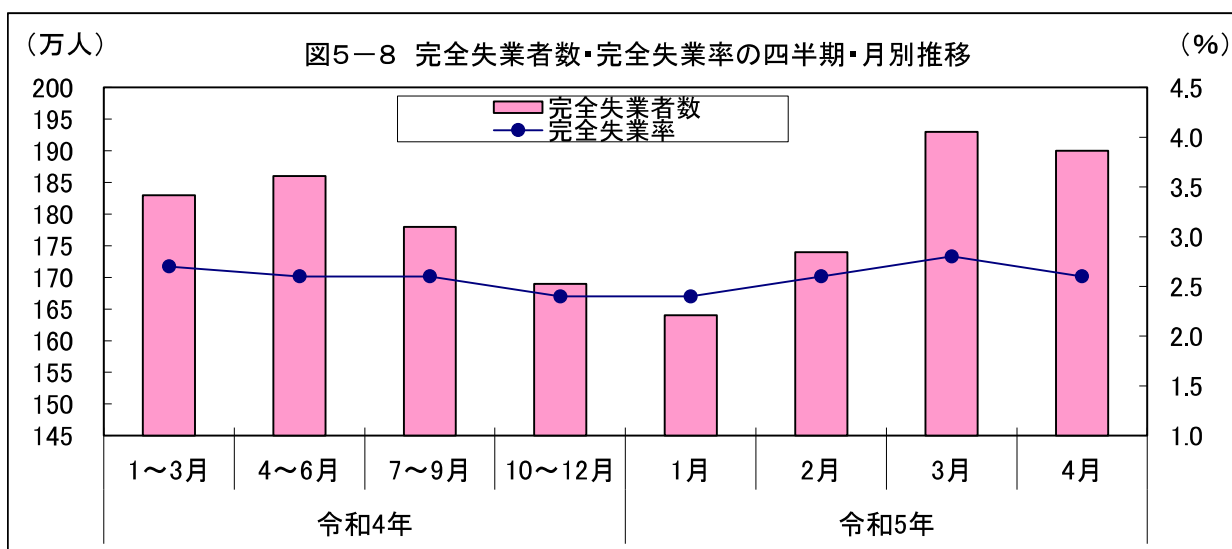


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, ％)

	令和4年				令和5年			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1月	2月	3月	4月
完全失業者数	183	186	178	169	164	174	193	190
完全失業率	2.7	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.8	2.6

(5) 有効求人倍率

令和2年に全国・富山県いずれも大きく低下したが、令和3年に富山県、令和4年に全国が上昇に転じ、令和5年に入ってから全国・富山県いずれもおおむね横ばい傾向である。

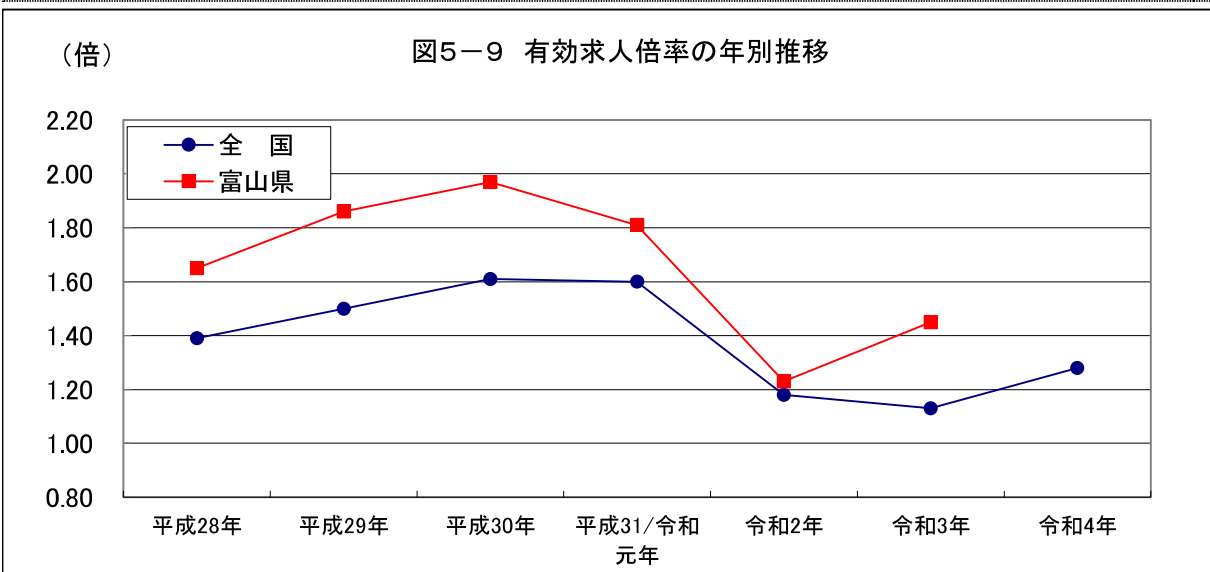


表5-9 有効求人倍率の年別推移

(倍)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	1.39	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28
富 山 県	1.65	1.86	1.97	1.81	1.23	1.45	(未掲載)

(全国は季節調整値、富山県は原数値 富山県:年度)

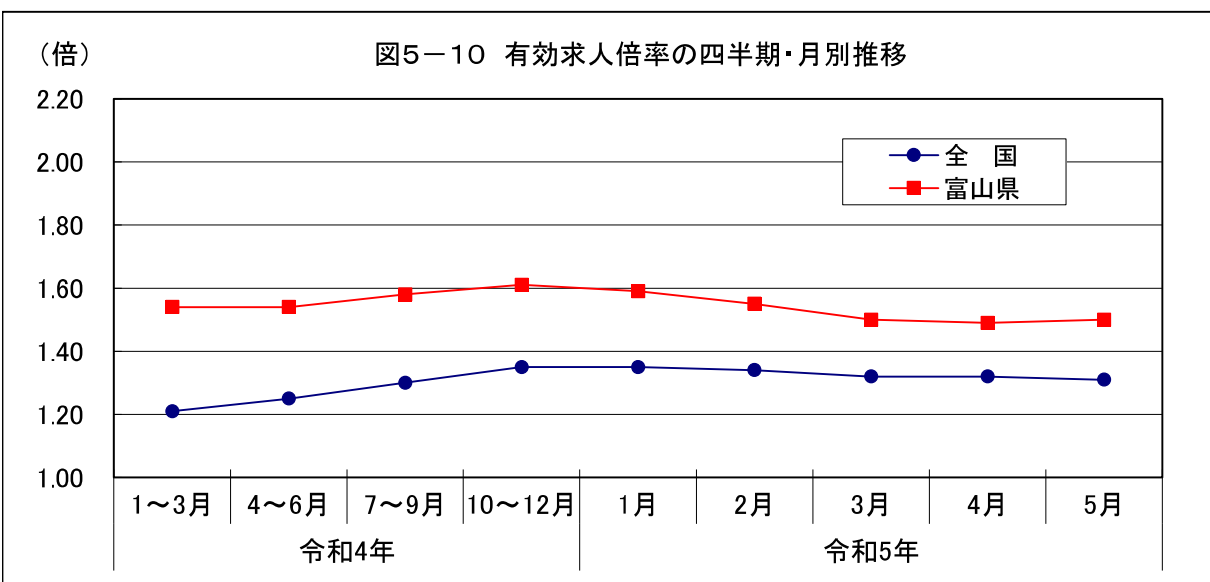


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移

(倍)

	令和4年				令和5年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	1.21	1.25	1.30	1.35	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31
富 山 県	1.54	1.54	1.58	1.61	1.59	1.55	1.50	1.49	1.50

(全国、富山県とも季節調整値)

(6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数、新規求職申込件数とも減少が続いていたが令和3年度はいずれも増加に転じた。令和4年度に入り新規求人は増加するものの新規求職申込は減少傾向となった。

図5-11 求人数及び求職者数の年別推移

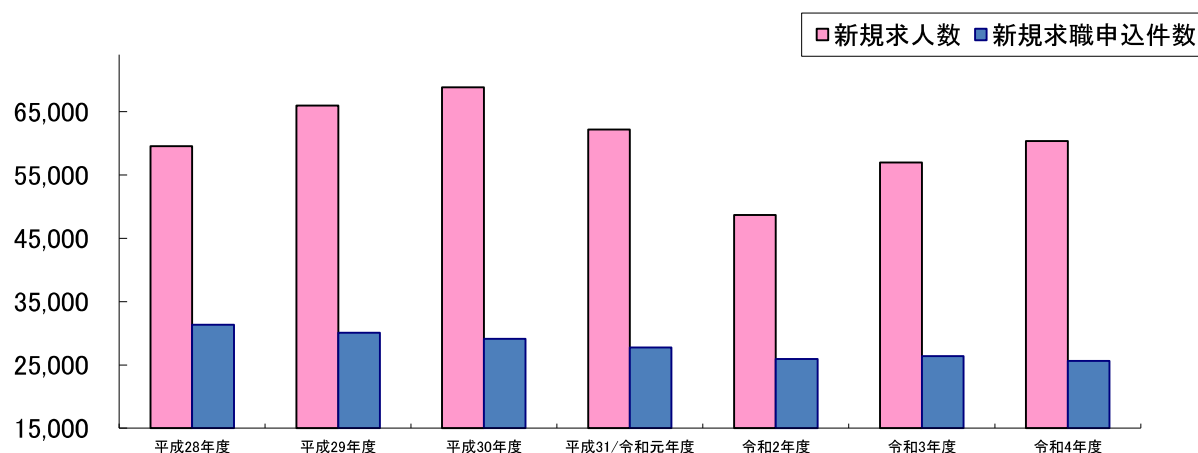


表5-11 求人及び求職状況の年別推移（パートを除く）（人,件）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求人数	59,572	66,013	68,886	62,183	48,686	56,990	60,377
新規求職申込件数	31,352	30,100	29,119	27,781	25,943	26,393	25,618

* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計である。

(7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、増加が続いていたが令和3年度にいずれも減少。令和4年度に入り整理人員は引き続き減少するものの整理件数は増加に転じた。

図5-12 企業人員整理状況の年別推移

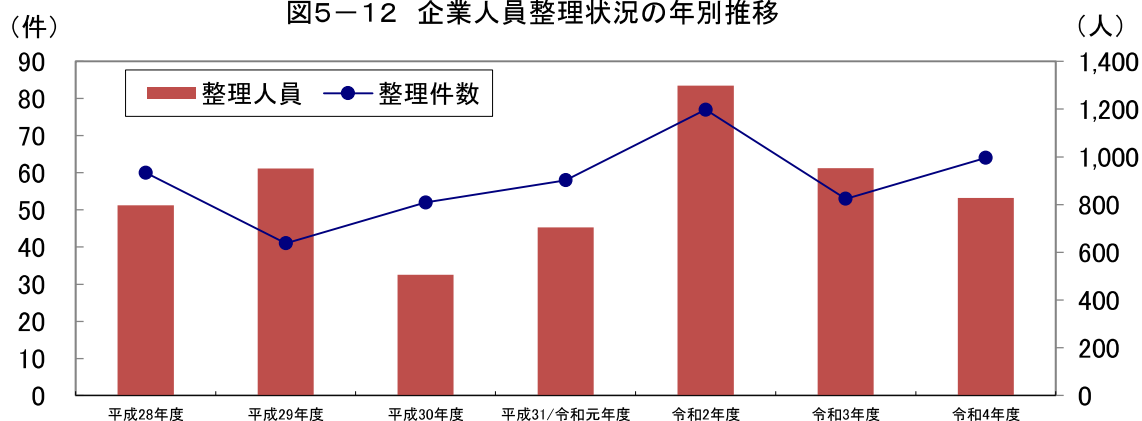


表5-12 企業人員整理状況の年別推移（件, 人）

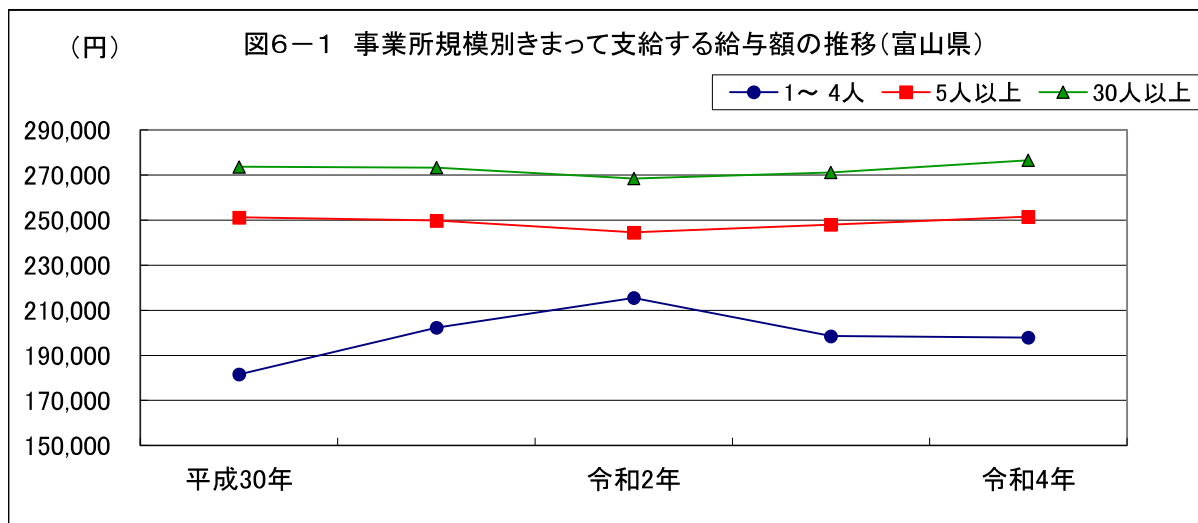
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整理件数	60	41	52	58	77	53	64
整理人員	797	951	506	705	1,298	953	828

* 整理人員5人以上

6 賃 金

(1) きまって支給する給与額

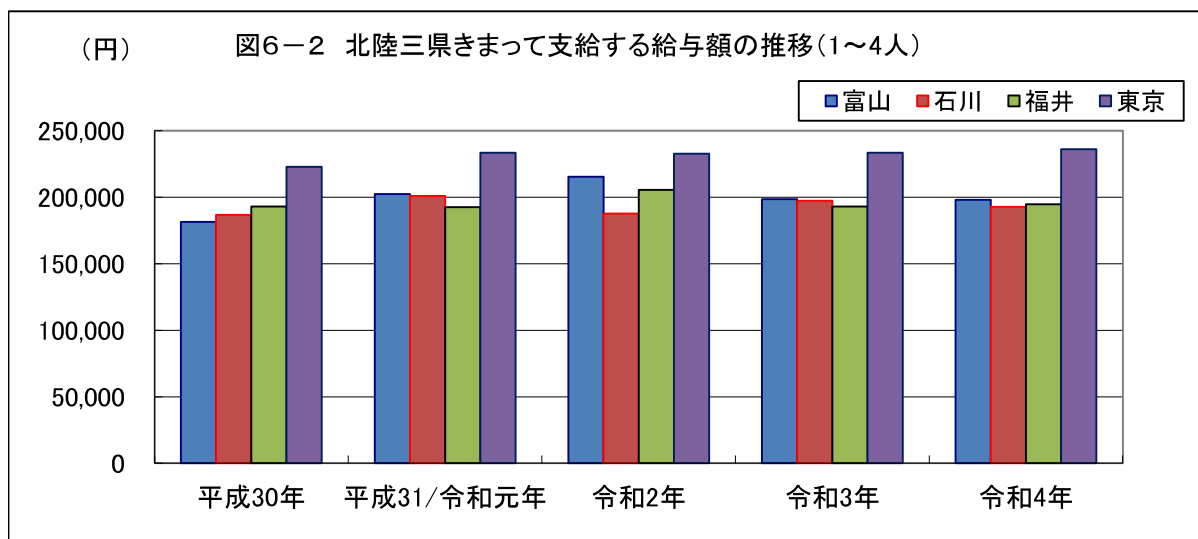
「30人以上」に対する「1～4人」の割合及び「東京」に対する「富山」の割合は、いずれも格差が拡大傾向を見せている。



事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年		令和4年	
	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差
1～4人	181,562	66.3	202,345	74.0	215,469	80.3	198,532	73.2	197,959	71.6
5人以上	251,201	91.8	249,785	91.4	244,549	91.1	247,975	91.5	251,501	91.0
30人以上	273,646	100.0	273,298	100.0	268,459	100.0	271,122	100.0	276,504	100.0

(格差:規模30人以上=100)



北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1～4人)

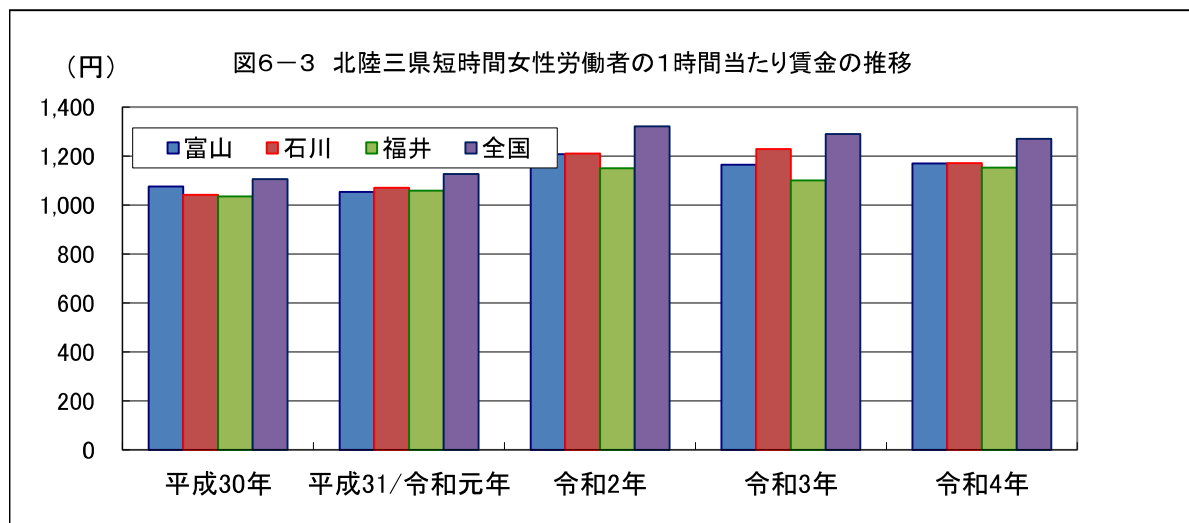
	平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年(注)		令和4年	
	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差	実額(円)	格 差
富 山	181,562	81.5	202,345	86.7	215,469	92.6	198,532	85.1	197,959	83.9
石 川	186,753	83.8	200,937	86.1	187,841	80.7	197,403	84.6	192,719	81.6
福 井	193,035	86.6	192,561	82.5	205,450	88.3	192,924	82.7	194,764	82.5
東 京	222,802	100.0	233,466	100.0	232,714	100.0	233,343	100.0	236,076	100.0

(格差:東京=100)

注:令和2年は、規模5人未満の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査(特別調査)」が中止され、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)として実施されたため、経年比較にはなじまない。

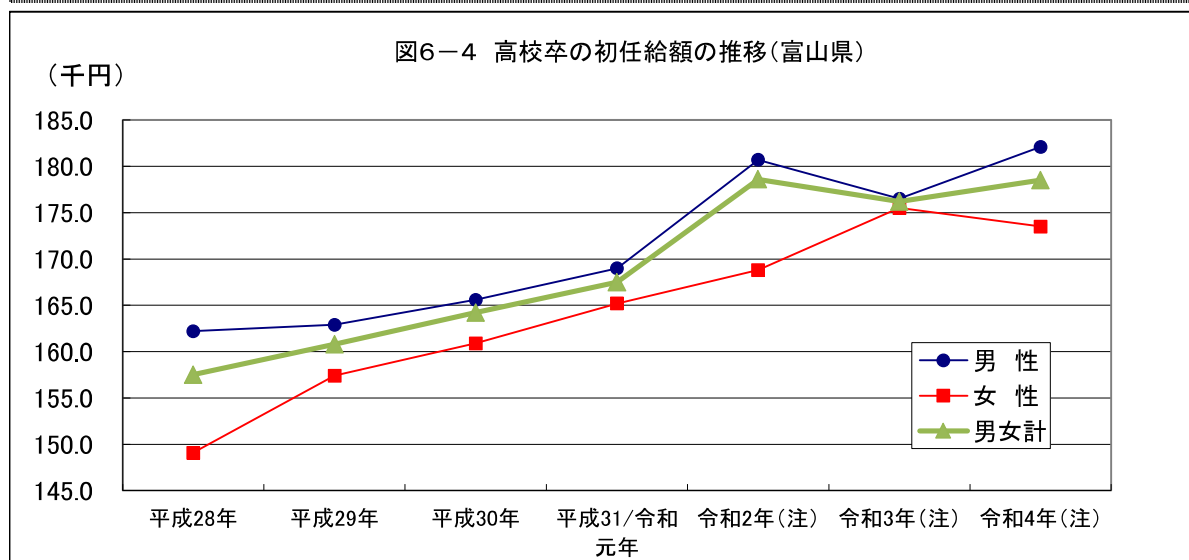
(2) 短時間女性労働者の1時間当たり賃金額

「全国」と「富山」の格差は、令和4年に入りわずかに改善した。



(3) 高校卒初任給(富山県)

増改傾向が続いていたが令和3年にわずかに減少。令和4年は再び増加に転じた。



7 企業倒産

前年との比較では、全国・富山いずれも令和3年は減少。令和4年に入ると全国は引き続き減少傾向であるが富山は増加に転じる。

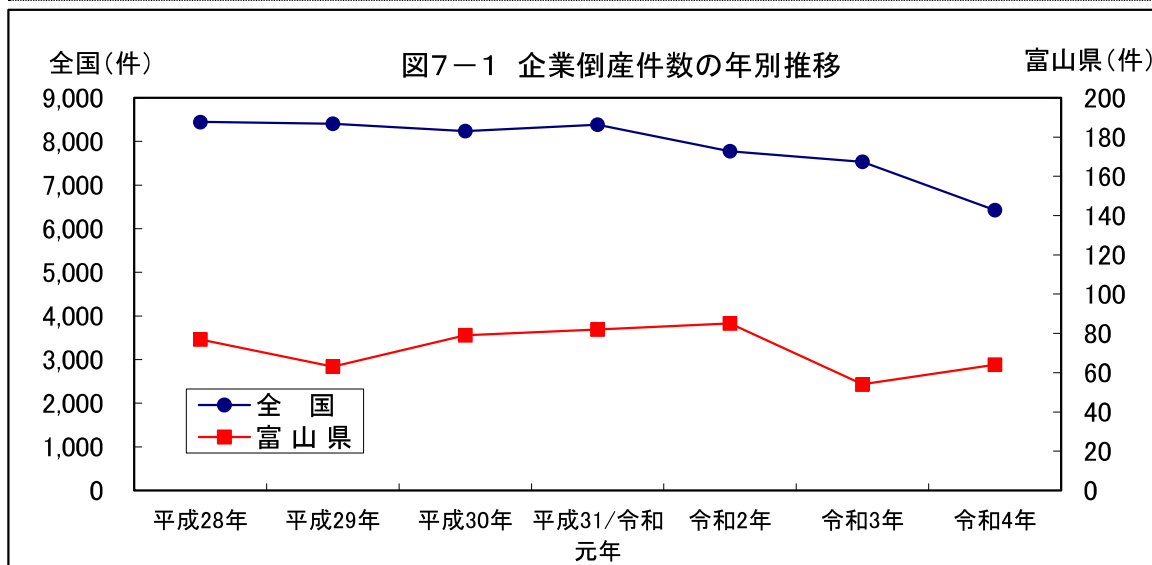


表7-1 企業倒産件数の年別推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	8,446	8,405	8,235	8,383	7,773	7,535	6,428
富 山 県	77	63	79	82	85	54	64

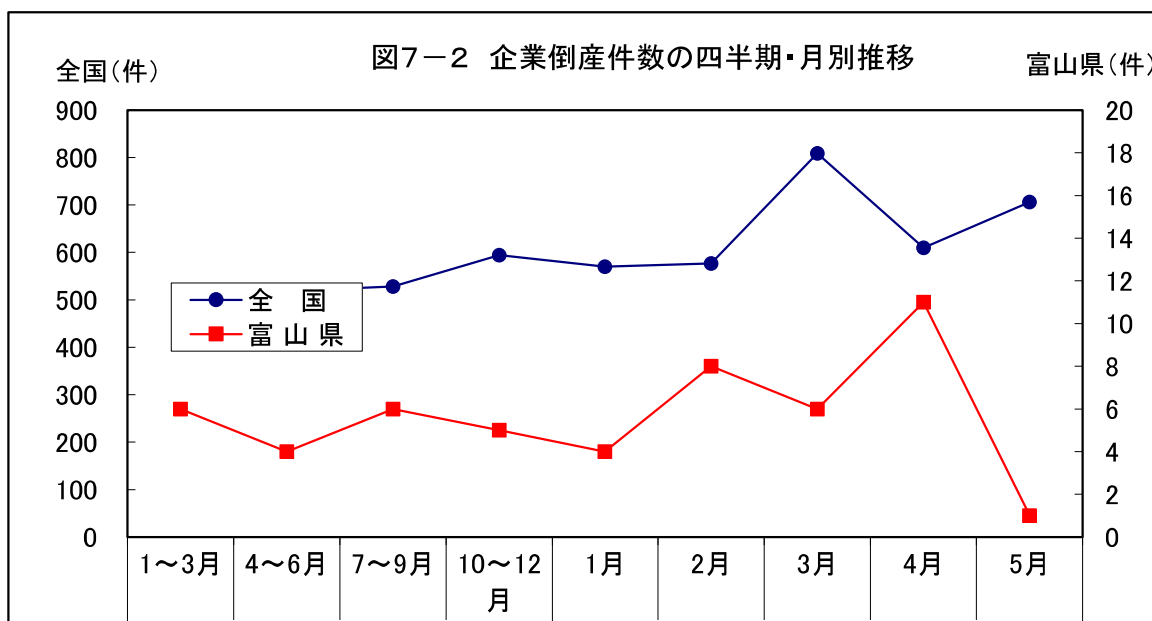


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移（東京商工リサーチ）

	令和4年				令和5年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	501	519	528	594	570	577	809	610	706
富 山 県	6	4	6	5	4	8	6	11	1

1か月当たり平均件数
各月の実件数

【資料出所】

項目	図番号	タイトル	資料出所			
			全国(他県)		富山県	
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移				
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)	—	—	—	—
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)				
国内 需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-3	新車新規登録台数の年別推移				
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移				
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移				
	2-7	投資関連の年別推移			—	—
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移				
物価・ 生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移				
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移				
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移				
	3-5	標準生計費の推移	各県 人事委	人事委員会勧告資料	富山県 人事委	人事委員会勧告資料
	3-6	生活保護基準額合計の推移	—	—	厚労省	生活保護実施要領等
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	—	—
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移				
	4-3	対米ドル円相場の年別推移				
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移				
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移				
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)	厚労省	毎月勤労統計調査 地方調査(厚労省HP)(令4未掲載)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移			—	—
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移				
	5-9	有効求人倍率の年別推移			富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移				
	5-11	求人数及び求職者数の年別推移(富山県)	—	—	富山 労働局	労働市場月報(令5.5)
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)				
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	—	—	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令4)
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1~4人)	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令3)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4.7)
	6-3	北陸三県パートタイム女子労働者の1時間当たり賃金の推移	厚労省	賃金構造基本統計調査(令3)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令4)
	6-4	高卒男女の初任給額の推移(富山県)	—	—	厚労省	賃金構造基本統計調査(令4)
企業 倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.6) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.6) 富山県主要経済指標
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移				

令和5年度 最低賃金に関する基礎調査結果

令和5年8月
富山労働局労働基準部賃金室

表1 令和5年度最低賃金基礎調査集計区分表

富山労働局

総計	大計	中計	明細	産業分類
調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1 製造業(明細番号9～13を除く)	E09～22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2 情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3 卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(I561を除く)、57、58、59(I 5911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4 学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5 宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6 生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7 医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8 サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9 非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10 玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12 百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13 自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粹持株会社が含まれる。

表2 令和5年度基礎調査 対象事業所数及び調査数

項 目 産業分類	計	調査対象事業所数			計	調 査 事 業 所 数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
調査産業計	21,251	16,382	4,362	507	992	563	301	128
地域別最低賃金適用産業計	20,776	16,261	4,133	382	704	505	160	39
製造業	2,861	1,732	748	381	139	66	35	38
情報通信業(新聞業、出版業)	32	25	6	1	4	1	2	1
卸売業、小売業	7,335	5,850	1,485		228	181	47	
学術研究、専門・技術サービス業	1,102	945	157		38	31	7	
宿泊業、飲食サービス業	2,733	2,160	573		64	46	18	
生活関連サービス業、娯楽業	1,857	1,641	216		61	51	10	
医療・福祉	2,351	1,673	678		96	67	29	
サービス業(他に分類されないもの)	2,505	2,235	270		74	62	12	
特定(産業別)最低賃金適用産業計	475	121	229	125	288	58	141	89
アルミ関連等製造業	115	29	45	41	81	23	28	30
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	74	18	25	31	48	9	13	26
電気機械器具製造業	169	62	65	42	81	21	35	25
百貨店、総合スーパー(＊)	11			11	8			8
自動車(新車)小売業	106	12	94		70	5	65	

(＊)「百貨店、総合スーパー」については、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。

最低賃金基礎調査結果

1 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

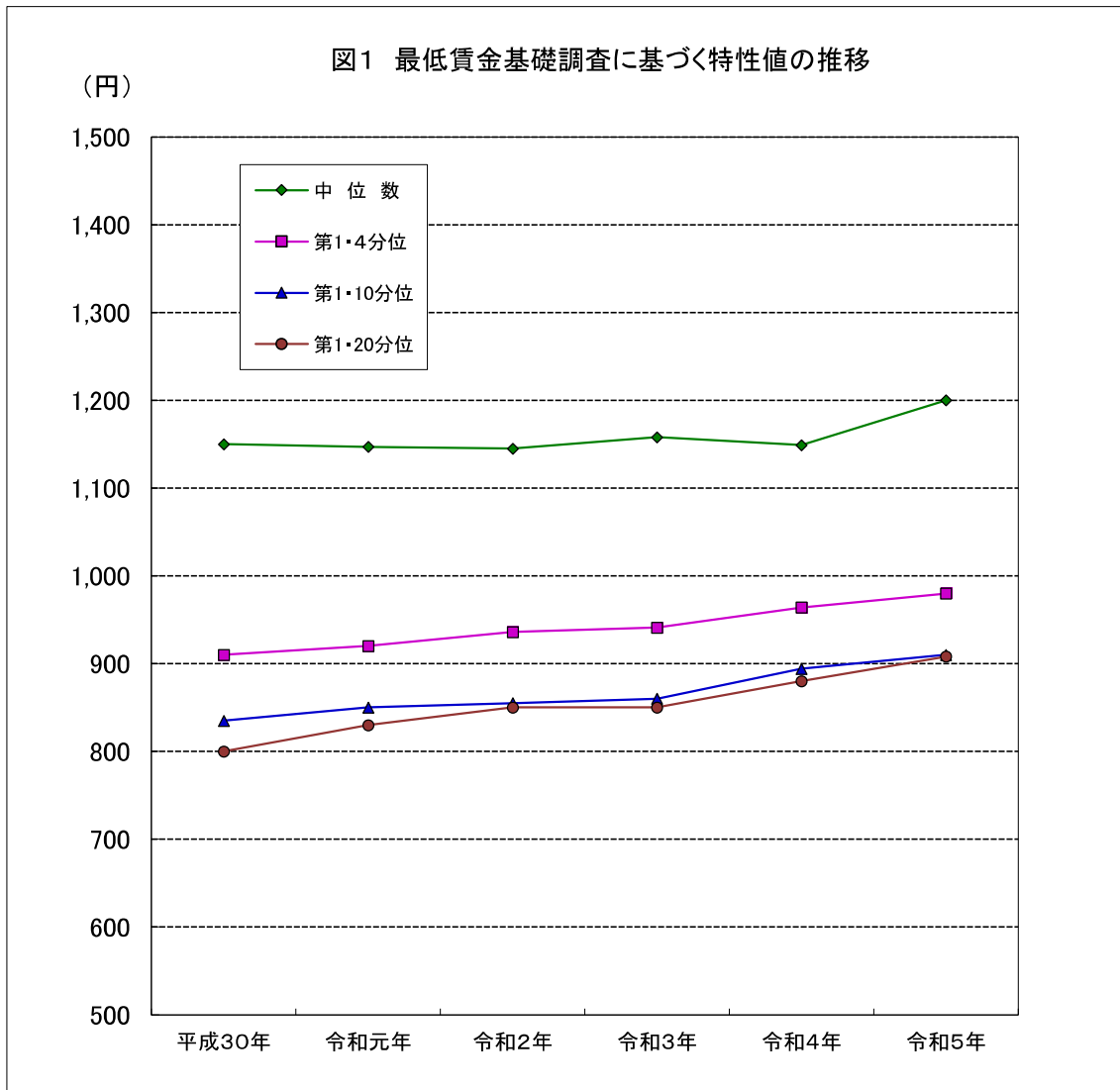


表3 最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1・20分位	金額(円)	800	830	850	850	880	908
	前年比(%)	0.00	3.75	2.41	0.00	3.53	3.18
第1・10分位	金額(円)	835	850	855	860	894	910
	前年比(%)	1.83	1.80	0.59	0.58	3.95	1.79
第1・4分位	金額(円)	910	920	936	941	964	980
	前年比(%)	1.11	1.10	1.74	0.53	2.44	1.66
中位数	金額(円)	1,150	1,147	1,145	1,158	1,149	1,200
	前年比(%)	2.50	-0.26	-0.17	1.14	-0.78	4.44

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

※ 各特性値は、全て確定値である。

2 産業別特性値

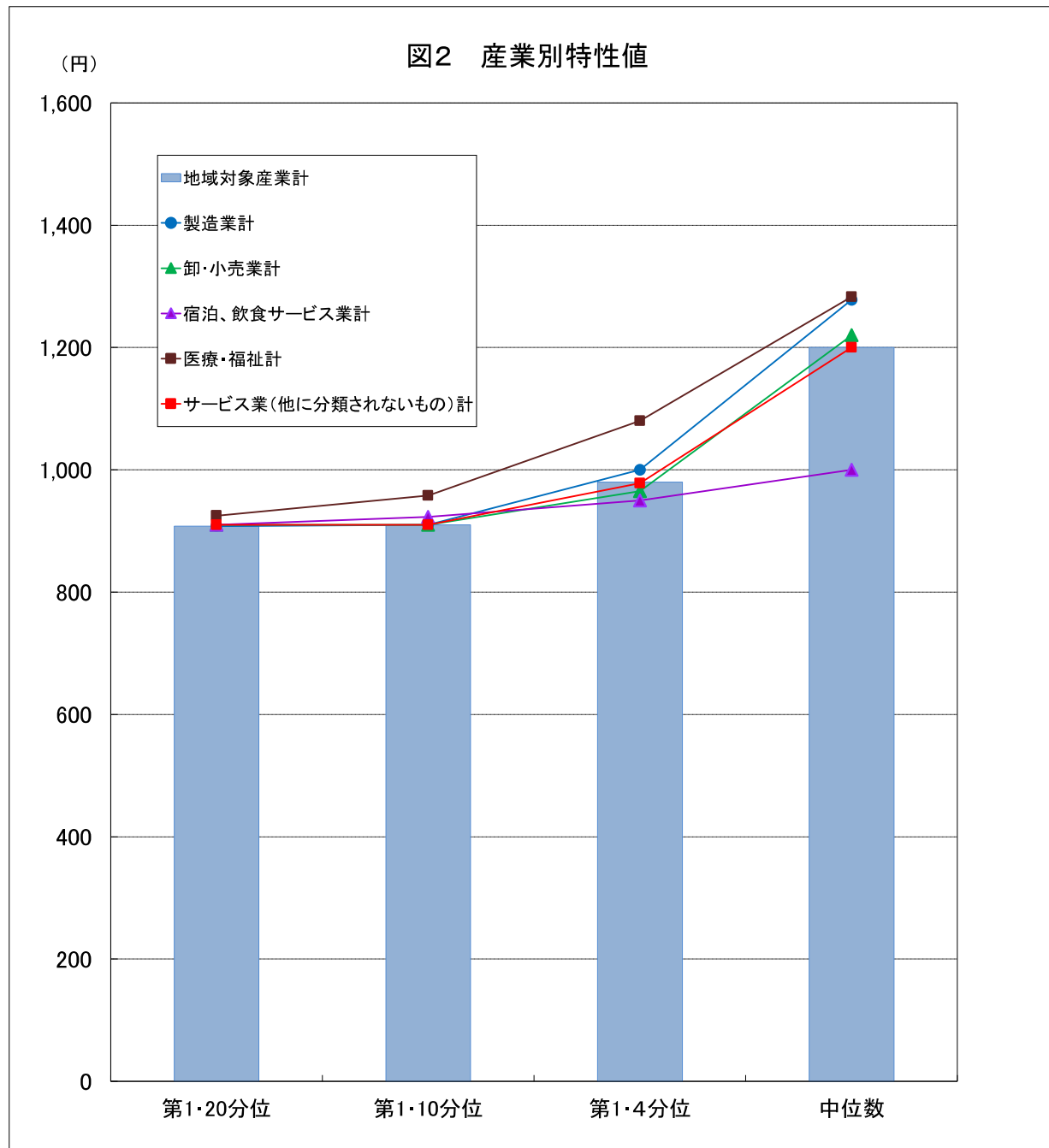


表4 産業別特性値

	地域対象産業計	製造業計	卸・小売業計	宿泊、 飲食サービス業計	医療・福祉計	サービス業(他に分類されないもの)計
第 1 ・ 20 分 位	908	908	910	910	925	910
第 1 ・ 10 分 位	910	910	910	923	958	910
第 1 ・ 4 分 位	980	1,000	965	950	1,080	978
中 位 数	1,200	1,278	1,220	1,000	1,283	1,200

3 特性値の前年度との比較

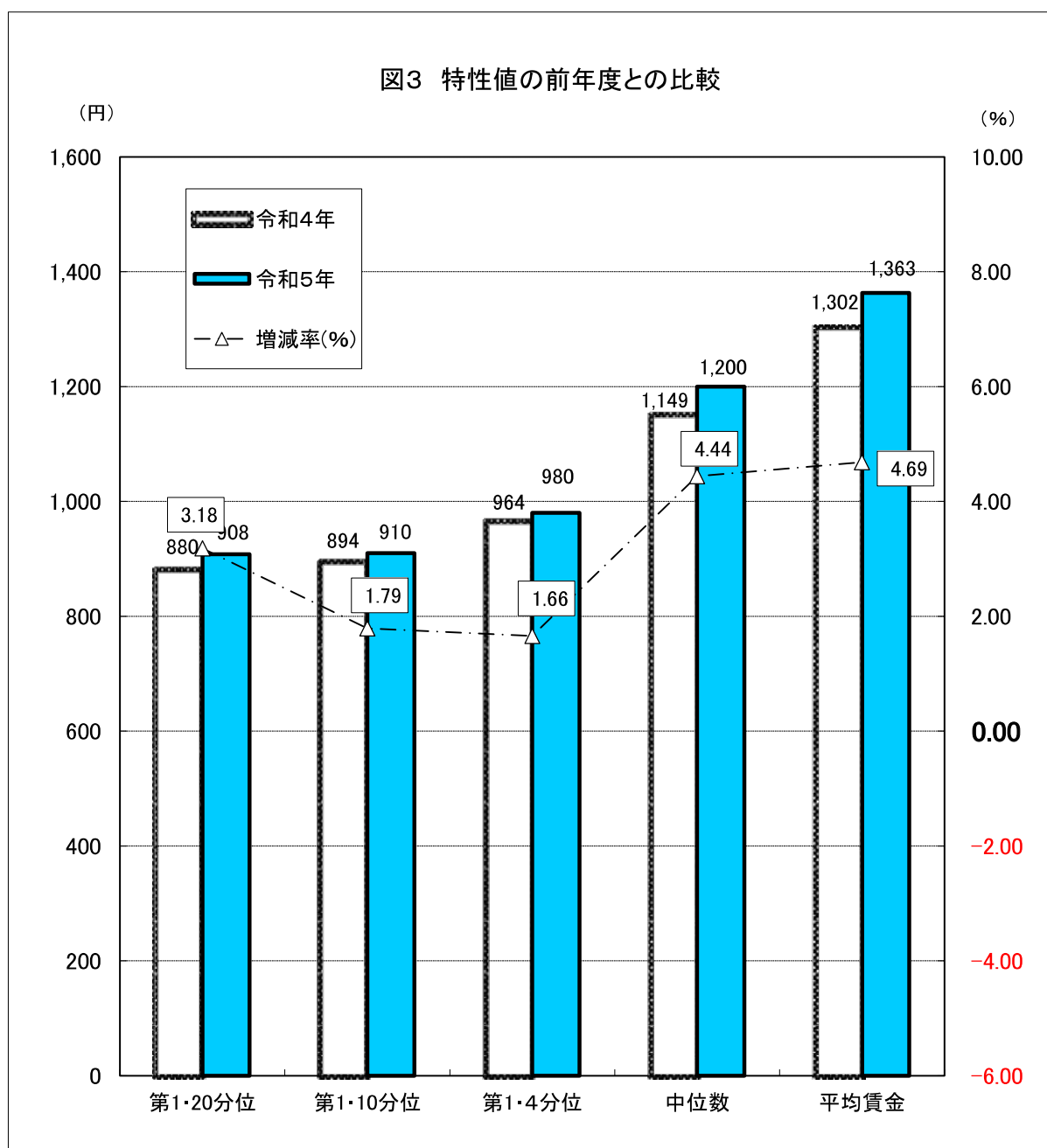


表5 特性値の前年度との比較

特性値	令和4年	令和5年	増減率(%)
第 1 ・ 20 分 位	880	908	3.18
第 1 ・ 10 分 位	894	910	1.79
第 1 ・ 4 分 位	964	980	1.66
中 位 数	1,149	1,200	4.44
平 均 賃 金	1,302	1,363	4.69

※ 各特性値は、地域別最低賃金対象産業計の値である。

2023年7月24日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 様

富山県労働局
議長 中村 様

2023 年度富山県最低賃金額改定の検討にあたっての意見

富山県内の労働者の労働条件の向上と経済の健全な発展に向けご尽力いただいている審議会委員の皆様には心からの敬意を表します。今年度の富山県最低賃金の改定にかかわって、富山県労働組合総連合(富山県労連)としての意見を以下の通り述べ、検討に反映していただきますようお願いいたします。

富山県労連は6月29日、全国労働組合総連合(全労連)の東海北陸地方協議会として貴職及び富山労働局長宛てに「猛烈な物価高騰のもとで最低賃金1500円、全国一律制などを求める要請書」及び付属資料を提出しました。是非、ご検討いただきますよう申し添えます。

国民生活基礎調査によると日本の相対的貧困率(所得の中位数の半分以下の世帯数の割合)は2018年段階では15.4%でOECD諸国でも高い状況にあり、21年の同基礎調査では「生活が苦しい」との回答が半数を超え、G7の中でもワースト1位になっています。その原因として、高齢者世帯が多いことや都市部以外の居住者が多いことが指摘されています。また、母子世帯の貧困率が50%を超えており、OECD諸国で突出して高い実態になっています。

高齢者については、内閣府の調査でも就業率が高く、中でも「収入を得たいから」という理由が多いのが日本の特徴です。これは年金水準が低いというだけの問題ではなく、これに連動する賃金水準そのものの低さにも原因があります。特に、高齢女性やシングルマザーの働き方はほとんどが非正規労働であり、最低賃金近傍の賃金での生活を強いられていることが問題を深刻化させています。最低賃金法は憲法第27条2項にもとづいてつくられていますが、同時に、25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む」権利である生存権と密接な関係にあると考えます。日本は、先進国で唯一実質賃金の上がらない国であり、その背景には非正規化とこれに伴う正規の賃金低下がありますが、特に激しい物価高の中で賃金の底上げが喫緊の課題です。

今、イギリス・フランス・ドイツの最低賃金はいずれも1500円前後です。これらに比べて、いくら円安とは言え、日本の加重平均961円はあまりに低水準だと言わざるをえません。その一つの原因としてあげられているのが、地域の企業の支払能力を考慮した最低賃金法9条による地域別最低賃金制度です。これでは、高い地域の最低賃金は低い地域を考慮し低く抑えられがちになります。地域間格差を深刻化させる経済構造が低い最低賃金の原因であり、また、結果でもあります。その克服のためには、世界的にも4か国しか採用していない地域別最低賃制度をやめ、全国一律制度に年限を限って切り替えていくことで、地域経済を活性化することが必要です。

最低賃金の水準は、単に外国との比較の問題ではありません。全ての国民(県民)が25条の健康で文化的な生活を営むために必要な生活水準とは何かを生計費原則にもとづいて科学的に明確にする必要があります。毎年申し上げますが、全労連が全国4万6800人から回答を得た調査では、25歳前後の青年が多少の貯金もできるような生活を営むには、どの地域でも時給にして1500円前後必要であるとなっています。政府としても本格的な調査を行うべきです。

御審議会の諮問事項は、富山の地域別最賃を答申することではありますが、どうか大所高所に立った最低賃金の大幅引き上げを答申することに加え全国一律制を求める政策要望を国に上げていただきますようお願いいたします。

また、日本の最低賃金が上がらない原因として、日本の企業構造の特徴である、大企業による中小企業支配も上げられます。この格差構造を前提にした経済体制を克服するには、年々下げられ続けている中小企業支援策の大幅改善が不可欠であり、喫緊の課題でもあります。このことがなければ、最低賃金の大幅引き上げも、全国一律制も困難であり、是非国に強く要望していただきますようお願いいたします。



2023 年 7 月 24 日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾治明 様

富山県医療労働組合連合会
執行委員長 前田洋志(公印略)

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。厚生労働省の2022年度賃金構造基本統計調査によれば、同じライセンスを持ち社会的役割を担う教員と看護師の所定内賃金を比較すると看護師は107,200円低い実態にあり、さらに介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で75,508円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が3年以上続くなか、いまもなお、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合い、奮闘を続けています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であらわれています。この間、不十分ながらも政府のケア労働者の賃上げ補助事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。

コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限状態で、富山県医労連の看護職員労働実態調査でも、74%の看護職員がやりがいがあると答えているのに、「仕事を辞めたい」は8割に達しています。看護現場では離職者が増え、募集定員に満たない実態となっています。現場の奮闘に見合わない低賃金状態を放置したままでは、慢性的な人員不足の改善や、国民の要求に応える医療・看護・介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

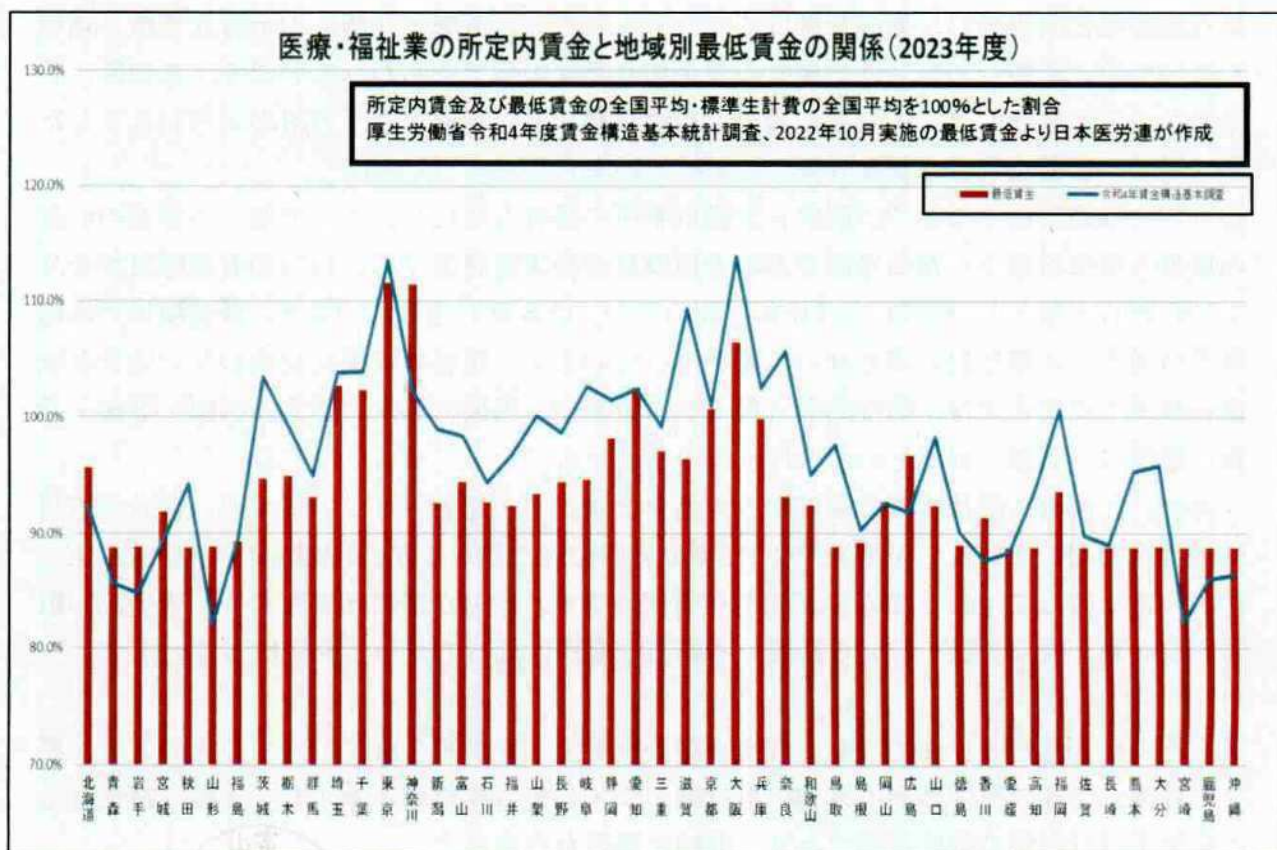
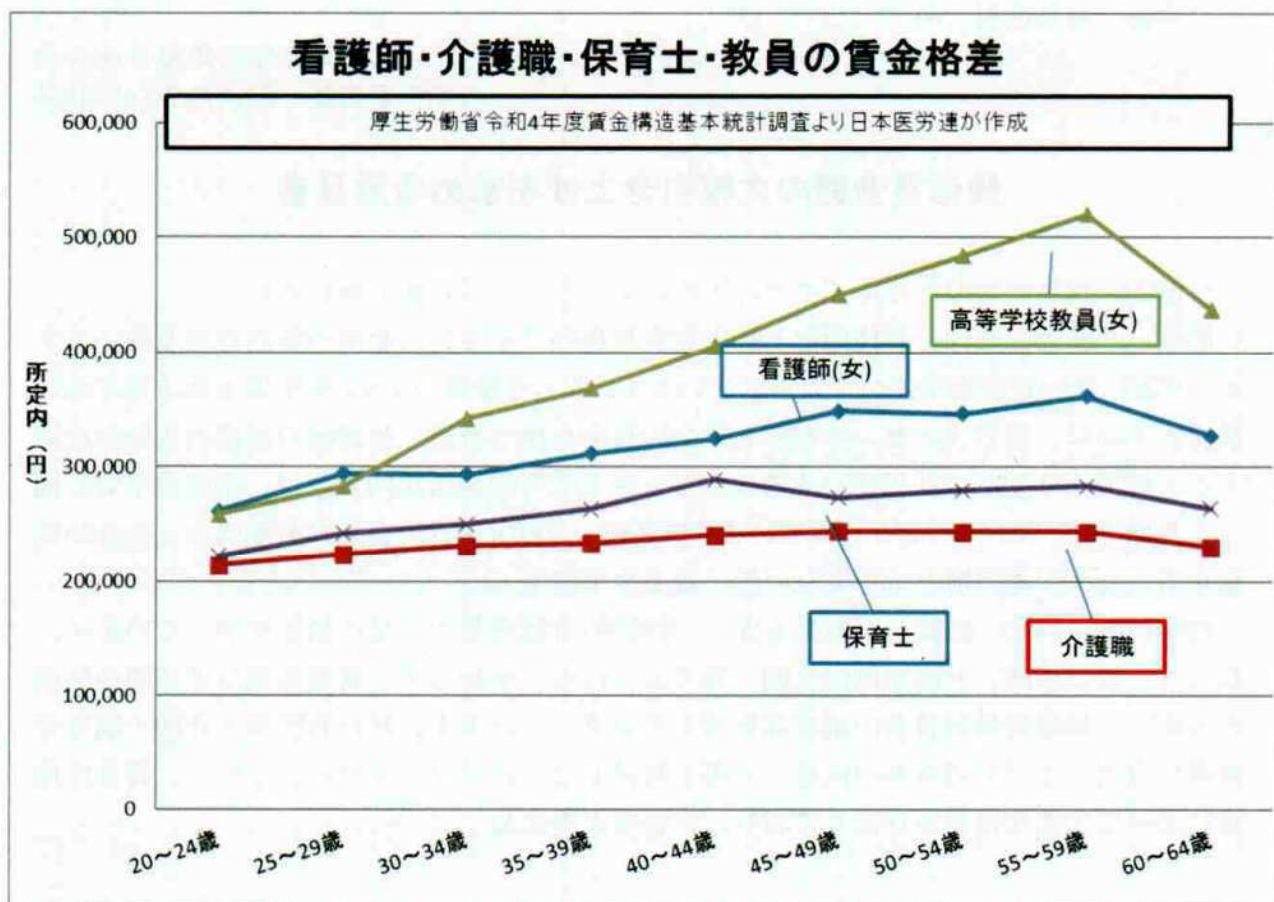
さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。十分な補償制度もなく、物価高の影響も重なり、収入が低く抑えられている非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



以上

<参考>



2023 年 7 月 24 日

富山地方最低賃金審議会
会長 長尾 治明 殿

全日本建設労働組合
執行委員長 夫

2023年度地域別最低賃金改定にむけた意見書

労働者の生活実態を踏まえて、労働条件の向上と最低賃金のご審議にいただいていることに敬意を表します。富山地方最低賃金審議会各位のみなさんに全日本建設交運一般労働組合(略称・建交労)富山県本部として2023年度富山県の最低賃金を決定するに当たり、ご意見申し上げます。

最低賃金の全国平均は現在961円で近年は3%程度の引き上げが続いてきました。今年は全国平均で1000円を超えるか否かが注目され、岸田文雄首相も1000円達成を目指す。実現には約4%の大幅な引き上げが必要です。

食品や電気料金の値上げが続いています。5月の全国消費者物価指数は前年同月比3.2%上昇し、21ヶ月連続で前年同月上回っています。生活防衛の節約にも限界があり、物価高に耐えられる水準への引き上げが期待されています。

連合によると、春闘の賃上げ率は7月時点で平均3.58%と29年ぶりの高水準となりました。賃上げの流れを最低賃金の改定にも確実につなげてほしい。

ただ、最低賃金の引き上げは中小零細企業の経営を圧迫しかねない。近年は引き上げ幅が大きく人件費負担は深刻な経営課題です。下請け企業が確実に取引価格適正化に引き続き務める必要があります。

水準引き上げと合わせて地域間の格差是正も求めます。219円の開きは、最低賃金の高い都市部に人材が流出する要因ともなっています。

仮に全国平均が1000円を上回っても国際的には依然、低い水準です。労働政策研究・研修機構によると英国やフランスの最低賃金は約1800円～1900円、韓国も約1060円と日本を上回っています。

富山労働局ならびに富山地方最低賃金審議会におかれましては、労働者の生活向上と景気回復につながる大幅な改善のため、コロナ禍のもとでいっそう広がる貧困と格差の是正、地域経済のために、最低賃金を1500円に引き上げ、全国一律最低賃金制度の実現を求めます。積極的な最低賃金の引き上げを決定されるよう審議委員各位に求めて、建交労富山県本部としてのご意見とします。

以上



富高教発第80号

2023年7月24日

富山地方最低賃金審議会

会長 長尾 治明 様

富山県高等学校教職

執行委員長 中山

富山県最低賃金の大幅改善を求める意見書

労働者や若者の生活実態を踏まえて、最低賃金についてご審議いただいていることに敬意と謝意を表します。

さて、約3年に及んだコロナ禍による社会の停滞と、ウクライナ戦争などによる国際情勢の不安定化が拍車をかける物価の高騰、そして先進諸国の中で唯一下がり続ける実質賃金による家庭の経済状況の悪化が、高校生たちの学校生活と卒業後の将来に大きな不安を広げています。県内の定時制・通信制高校に通う高校生からは、「一食300円の給食費が払えない」「部活動をやりたいが、シューズ代や選手登録費が出せずあきらめた」の声、昨年11月のNPO法人による物価高騰の影響調査アンケートでは、高校生のいる家庭の約2割が「経済的な理由で志望校をあきらめた」と回答するなど、「貧困」に起因する子どもの学習権の阻害と進路保障の後退はますます深刻化しています。子ども・若者たちに明るい将来の展望を持たせるためにも、全体の4割に迫る非正規労働者も含めた賃金の底上げによる消費購買力の向上と貧困・格差の解消による景気回復は、喫緊の課題です。

富山県最低賃金は近年引上げられ、昨年は中央の目安どおり31円引上げの908円とされました。しかしこれではフルタイム働いても月159,800円で年収200万円未満のワーキングプアです。県立高校で生徒たちの学習と生活を支える会計年度任用職員の大半の方の時給は、昨年4月時点で898円、10月の最賃引上げに伴い912円に引き上げられました。必要な仕事にもかかわらず低賃金を強いられている労働者の賃金は最低賃金に直結しており、その水準を大幅に引き上げることが、従事者の生活を守り担い手を確保するためにも必要です。また、先進諸国の中で最低水準の最賃の要因となっている「地域別」を克服し、「全国一律」の最賃大幅引上げによる賃金の底上げの実現は、労働者全体、とりわけ若年層や女性などの低賃金層の賃金改善に波及し、個人消費の活性化による景気回復と、地方からの若年世代の流出に歯止めをかけ、根本的・持続的な少子化対策としても有効です。

子どもたちが夢に向かって思う存分学び、展望をもって社会に巣立っていくためには、手厚い中小企業支援を伴った最低賃金の大幅改善による労働者全体の賃金底上げが必要です。委員の皆様には、いま必要とされる「社会的な賃上げ」を実現し、次世代の社会を担う高校生・若者の教育環境改善と将来展望を拓くことも視野に入れた審議により、富山県最低賃金の大幅な引上げを答申されますよう、切にお願い申し上げます。

